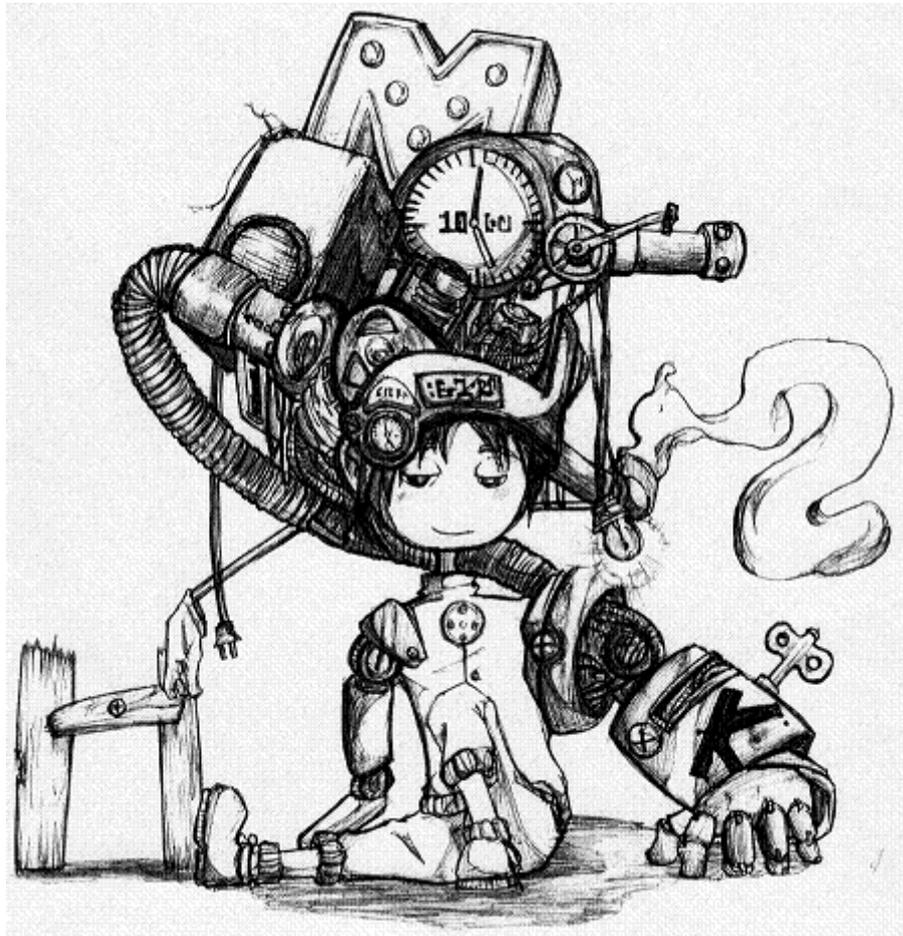


福岡市こども総合相談センター

事業概要



平成25年度版

<表紙の説明>

館内にあるはまかぜ学級(様々な理由により不登校の状況にある子ども達に対して、学校復帰や社会的自立ができるようになるための支援を行う適応指導教室)に通う男の子が、はまかぜ学級での生活を通して、スタッフや仲間の「笑顔」、さらには楽しい「もの作り活動」などをイメージして描きました。

この表紙のイラストの中にある「H」「M」「K」「Z」は、はまかぜの英語の頭文字(HAMAKAZE)を表しています。

はまかぜ学級に通う子ども達が、体験活動、学習活動、交流活動、相談活動などの様々な活動を通して、「楽しいことを楽しい」と感じられるようになり、「新しい自分に気づく」という体験を重ね、本来の自分を取り戻していきます。

はじめに

平成15年5月に福岡市こども総合相談センター「えがお館」が開館して満10年を迎えました。10年間に約15万件の相談（電話・面接）を受けてきました。そして、「えがお館」という愛称も多くの市民や関係者の間にだいぶ定着してきました。一方、この10年間を振り返りますと、社会の変動はめまぐるしく子どもや家族のあり方に大きな影響を与えています。

年々、家族・親族・地域との情緒的なつながりの薄い子どもや若者が増える一方で、つながる手段を提供しているのがスマホやLINEに代表されるソーシャルネットワークです。大人の知らないところで、多くの青少年たちは、世間のあらゆる情報にアクセス可能であり、そこから居場所や仲間を探し当てていきます。家庭や学校・地域に居場所を見出せなかった青少年たちは、ネットの中に容易に居場所とつながりを見つめます。こうして、漂流する（さまよう）少年たちの存在が、相談事例の中に垣間みられることが増えて来ました。

社会をさまよう少年たちの中には、何らかのきっかけで保護される子どもたちがいます。居場所を求めて社会の中をさまよう少年たちが行き着く先は、性非行（性被害）や薬物の温床であったり、時には暴力事件に発展する場であったり、決して安全で安心な場ではありません。漂流するのは未成年だけではなく、成人においても同様の問題があります。遠方から漂流してくるかのように福岡市に転入して来る若い親子が少なくないのです。そして、実家や地域とのつながりのない中で、ネグレクトや虐待が人知れず進行することが起っています。

つながりを見失った子ども、青少年、若い親子にどのような関わりを持ったらいいのでしょうか。往々にして彼ら彼女らは、相談や支援を自ら求めず、そして、関わろうとする人に対して拒絶的になりがちです。人間関係の絆を失った経験が子ども時代のどこかにあったのでしょうか。それは悲しくて寂しい体験だったと思われれます。そこから生まれた人への怒りや不信感を上回る、見かけやふるまいだけで排除しない、やさしく寄り添う粘り強い人と人との関係やネットワークが望まれます。

本概要は、平成24年度のセンターの相談概要と業務実績をまとめたものです。ご高覧いただき、関係各位の業務の参考にしていただければ幸いです。

平成25年10月 福岡市こども総合相談センター
所長 藤林 武史

目 次

第1 こども総合相談センター（えがお館）の概況

1	こども総合相談センター概況	1
2	所在地及び建物概要	2
3	利用案内	3
4	組織及び事務分掌	4
5	相談の流れ	5

第2 こども総合相談センター業務概要（平成24年度）

1	相談の種別	6
2	電話相談の状況	6
3	面接相談の状況	8
(1)	概況	8
(2)	育成相談	9
(3)	障がい相談	10
(4)	養護相談	12
(5)	非行相談	13
(6)	教育相談	15
(7)	心理判定・面接状況	16
4	児童虐待防止対策	18
5	里親制度推進事業	22
6	思春期相談事業	24
7	いじめ・不登校対策	27
8	一時保護所（まりんルーム・ほっとルーム）の状況	29
9	その他の事業	31
(1)	事件・事故等に関わる学校緊急支援事業	31
(2)	非行防止活動	31
(3)	児童福祉審議会処遇困難事例等専門部会	33
(4)	広報・啓発活動	33

第3 特集

1	「児相常勤弁護士と虐待対応の現場」	34
---	-------------------	----

第4 資料集

1	福岡市の人口と児童をとりまく環境	39
2	児童福祉施設等一覧	40
3	子どもの問題に関する主な相談機関	43
4	こども総合相談センター設置の経緯	44

第1 こども総合相談センター（えがお館）の概況

1 こども総合相談センター概況

(1) 取り組み概況

こども総合相談センター「えがお館」では、0歳から20歳までの子どもや保護者を対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健・福祉・教育分野から総合的・専門的な相談・支援を行っています。

総合相談機能の充実や関係機関・団体とのネットワークの構築・連携に努めるとともに、25年度は児童福祉司、児童心理司を増員し、相談・支援体制を強化しています。里親の担当にも児童福祉司を増員し、里親の支援を充実させるほか、短期間の委託専任の里親区分を設けることを検討し、里親登録者の増加を目指すなど、里親制度の普及・啓発にも取り組んでいます。また、昨年を引き続き、休日・夜間における子どもの安全確認や弁護士の資格を有する課長級職員の配置など、児童虐待防止に向けた対策も実施しています。

さらに、教育相談部門では、スクールソーシャルワーカーを増員し、子どもの抱える問題について、子ども自身だけでなくその取り巻く環境にも働きかけ、包括的な支援活動を行っています。

(2) 主な事業

★相談事業

- ・24時間対応の電話相談及び女の子専用電話相談（年末年始を除く）の実施
- ・面接相談や心理診断・ケアなどの実施
- ・療育手帳の交付に伴う判定

★児童虐待防止対策等の取り組み

- ・虐待を受けた子どものための心のケアと虐待をした親の援助
- ・虐待防止・早期発見のためのネットワークの強化
- ・一時保護所（まりんルーム・ほっとルーム）の運営
- ・養育支援訪問事業の実施
- ・子育て見守り訪問員派遣事業の実施

★里親制度の推進への取り組み

- ・専門里親など里親制度の充実
- ・お盆ふれあい行事の実施
- ・里親養育支援共働事業の実施
- ・絆ファミリー開拓事業の実施

★思春期相談の取り組み

- ・思春期相談
- ・思春期集団支援事業（ピースフル）、地域思春期相談事業（ひきこもり地域支援センター ワンド）の実施
- ・思春期研修会・思春期保護者交流会等の実施
- ・ひきこもり等の子どもへの相談員派遣事業の実施

★教育相談事業と不登校対策

- ・適応指導教室（はまかぜ学級・まつ風学級・サテライト学級）の運営
- ・不登校支援のための学校訪問
- ・不登校児童生徒支援のための大学生相談員派遣事業（メンタルフレンド事業）の実施
- ・スクールカウンセラー・心の教室相談員派遣事業の実施
- ・事件・事故等に関わる学校緊急支援の実施
- ・スクールソーシャルワーカー派遣事業の実施

★非行防止運動

- ・青少年に対する街頭指導活動の実施

★地域支援、情報提供、広報、啓発事業の実施

- ・ホームページの公開
- ・出前講座の実施
- ・小冊子「わが子を見つめる」の発行

2 所在地及び建物概要

(1) 所在地

〒810-0065 福岡市中央区地行浜2丁目1番28号 こども総合相談センター（えがお館）

(2) 建物概要

敷地	16,121.81 m ²	構造：鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
延床面積	12,373.92 m ²	階数：地下1階地上7階
建築面積	2,097.31 m ²	

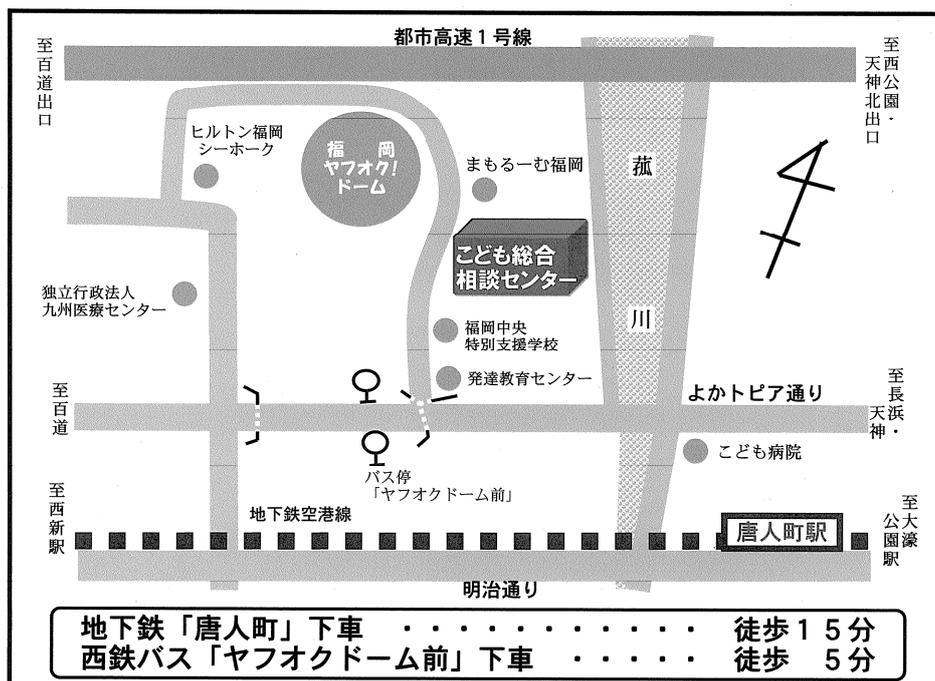
(3) 設置

平成15年5月5日

(4) フロア案内

階数	施設名称	施設の主な機能
7F	視聴覚室・研修室	● 視聴覚室等については、当センターの関係機関・団体や子どもの援助団体などを支援する場です。
6F	面接室・医務室 各種療教室	● 主に心理診断や心理療法, 医師による医学的診断を行っています。
5F	相談受付・相談室 屋内運動場・事務室	● 当センターの総合受付があります。 ● 0歳から20歳までの子どもや家族, 関係者の皆様を対象に面接相談を行っています。
4F	はまかぜ学級	● 不登校児童生徒の活動支援の場として“はまかぜ学級”があります。
3F	ほっとルーム	● 子どもの福祉に関する一時保護や生活指導を行う“まりんルーム”や“ほっとルーム”があります。 ● 守衛室があります。
2F	まりんルーム	
1F	まりんルーム ロビー・守衛室	
B1F	駐車場	※高さ制限がありバス等は駐車できません。

(5) 交通アクセス・周辺案内



3 利用案内

(1) このような相談をお受けいたします。

- ★赤ちゃんの育児（授乳・食事・排泄・睡眠）不安に関すること
- ★子どもの発育や発達の遅れなどに関すること
- ★家庭内の暴力などの性格行動に関すること
- ★心身に障がいのある場合の発達や施設入所等に関すること
- ★療育手帳，特別児童扶養手当の判定に関すること
- ★子ども自身の身体の悩みや性に関すること
- ★ひきこもりがちな子どもに関すること
- ★養育者の病気や死亡，置き去りなどの理由により家庭で子どもの養育が困難なときの相談
- ★里親に子どもを預けたい，里親になりたい
- ★子どもの夜間徘徊，万引きや盗み，家のお金の持ち出しやシンナーを使って困っているなどの相談
- ★性被害や異性交遊など性についての悩み
- ★近所の子どもの虐待を受けているなど養育環境上の問題のある家庭についての相談
- ★不登校に関すること
- ★いじめなど学校生活についての悩みに関すること

(2) 利用できる方

- ★0歳から20歳までの子どもやその家族とその関係者，子どもに関する各種団体。

(3) 利用方法

① 電話相談

- ★ 専門の相談員（臨床心理士，保健師，助産師，看護師，保育士，社会福祉士，教職経験者など）が電話でご相談をお受けします。

相談電話(24時間対応)

092-833-3000 ※年中無休(年末年始を除く)

- 子ども本人，保護者の皆様からのご相談をお受けします。
- どこに相談したらよいのかわからない子どもの相談は迷わずご相談下さい。

女の子専用電話(9:00~17:00)

092-833-3001 ※年中無休(年末年始を除く)

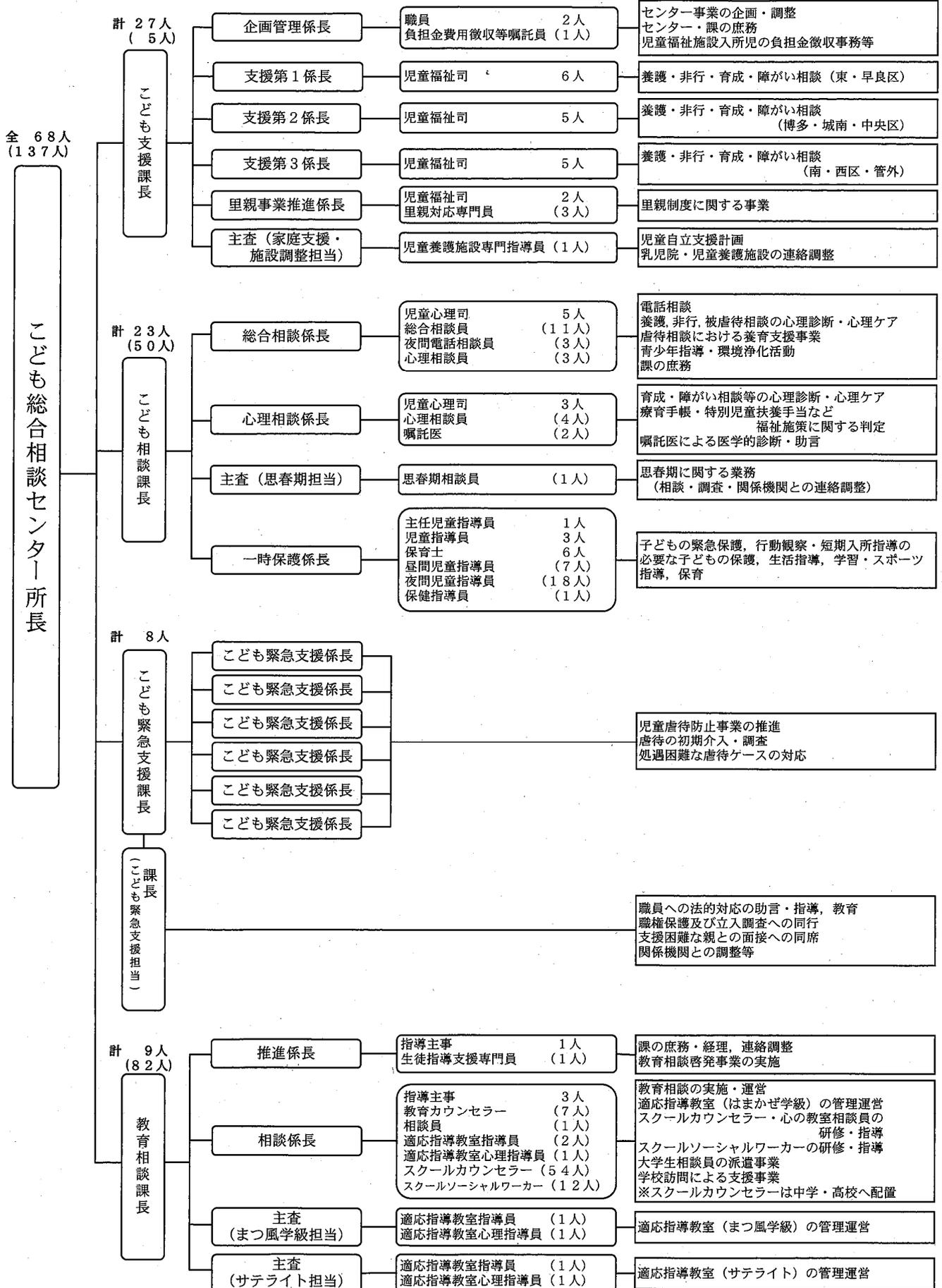
- 女の子本人からのご相談を女性相談員がお受けします。

② 面接相談

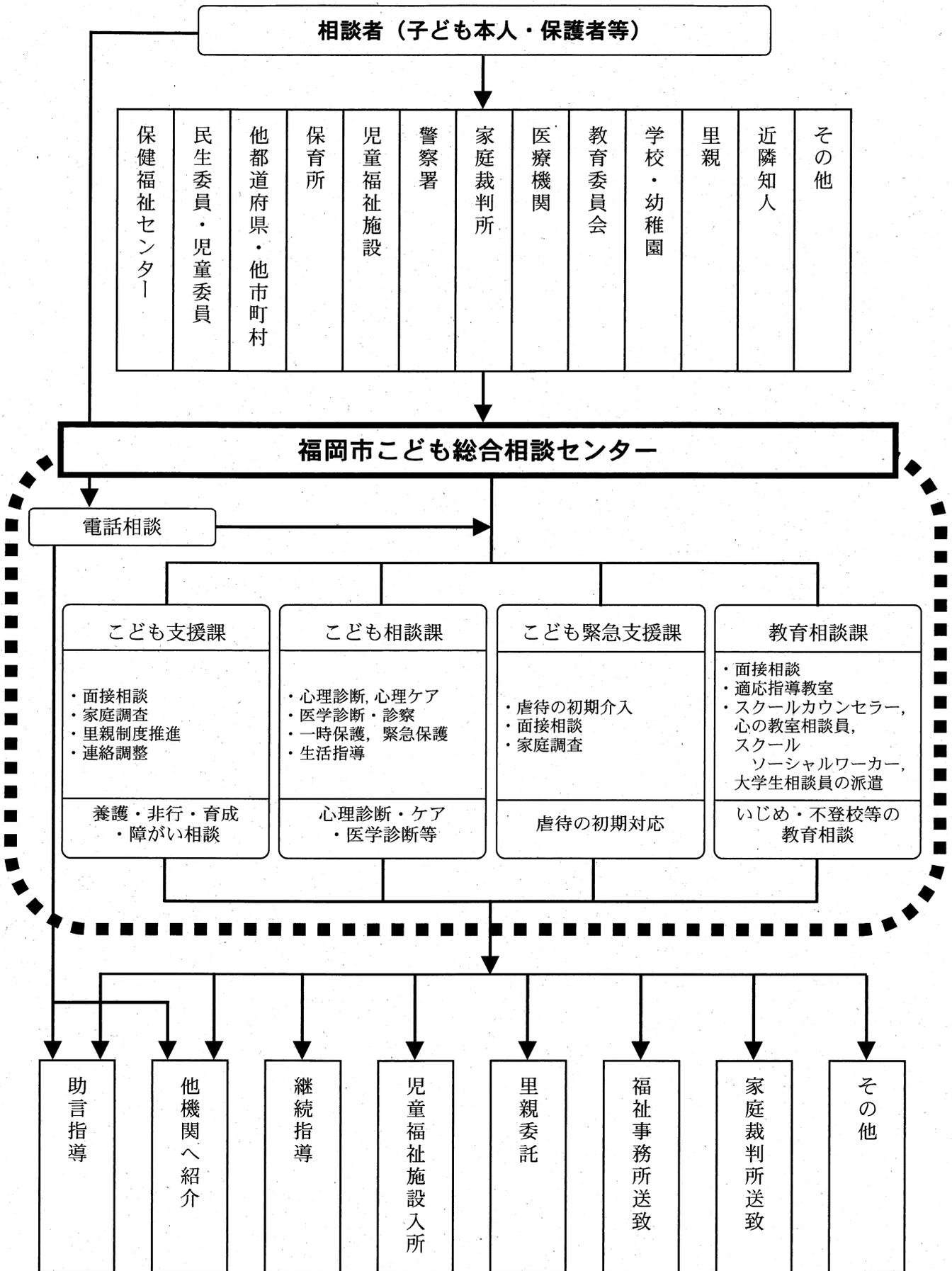
- 担当の係で児童福祉司，児童心理司等が相談をお受けします。
- 原則として予約が必要です。まずはお電話でご相談下さい。
- 面接時間は祝日を除く月曜から金曜日の午前9時から午後5時までです。

4 組織及び事務分掌

※ () 内は嘱託員で外数



5 相談の流れ



第2 こども総合相談センター業務概要（平成24年度）

1 相談の種別

- ・育成相談 落ち着きがない、わがまま、家庭内暴力、しつけなどに関する相談。
- ・障がい相談 知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい、言語発達障がい等のある子どもの家庭養育や施設入所に関する相談。
- ・養護相談 保護者の病気、家出などのため家庭養育が困難な子ども、暴力や遺棄・置き去りなど虐待・放任されている家庭環境上問題がある子どもの相談。
- ・非行相談 家出、不良交友などの行為のある子どものぐ犯行為（*1）や窃盗、暴行傷害など法に触れる行為のある子どもの相談。
- ・教育相談 不登校、いじめなどの学校場面での問題に関する相談。

*1 ぐ犯行為・・・将来に罪を犯す可能性のある行為

2 電話相談の状況

(1) 受理件数

① 相談種別件数

区分	育成 相談	障がい 相談	養護 相談	非行 相談	教育 相談	その他	*2 計（虐待相談）
20年度	6,050 52.0	177 1.5	401 3.4	214 1.8	3,157 27.1	1,653 14.2	11,652件（188） 100.0%（1.6）
21年度	5,992 51.1	167 1.4	420 3.6	227 1.9	2,587 22.1	2,335 19.9	11,728件（211） 100.0%（1.8）
22年度	5,900 52.0	160 1.4	606 5.4	221 2.0	2,281 20.1	2,169 19.1	11,337件（377） 100.0%（3.3）
23年度	5,215 51.1	160 1.6	704 6.9	219 2.1	2,775 27.2	1,137 11.1	10,210件（417） 100.0%（4.1）
24年度	4,668 42.8	163 1.5	1,020 9.4	264 2.4	3,474 31.9	1,307 12.0	10,896件（620） 100.0%（5.7）

※（ ）内は虐待相談件数で内数

毎年10,000件超の相談を受けています。平成24年度の相談の受理状況については、育成相談が約43%、教育相談が約32%で、この2つの相談で全体の約75%を占めています。

*2 虐待相談・・・ここでいう虐待相談には、近隣者からの虐待通告の他に子ども自身からの相談や保護者からの虐待しそうであるという相談も含まれています。

② 虐待相談の内訳

区分	心理的 虐待	身体的 虐待	性的 虐待	放任 虐待	計
22年度	104 27.6	172 45.6	17 4.5	84 22.3	377件 100.0%
23年度	138 33.1	160 38.4	17 4.1	102 24.4	417件 100.0%
24年度	174 28.1	300 48.4	17 2.7	129 20.8	620件 100.0%

平成24年度は、虐待相談が620件と前年度より203件増加しています。特に身体的虐待は140件増、心理的虐待は36件増と増加しています。

③ 時間帯別（昼間：8:00～17:00，夜間 17:00～22:00，深夜 22:00～翌 8:00）

区分	昼間	夜間	深夜	計
22年度	7,110 62.7	2,305 20.3	1,922 17.0	11,337件 100.0%
23年度	6,861 67.2	1,881 18.4	1,468 14.4	10,210件 100.0%
24年度	7,532 69.1	2,023 18.6	1,341 12.3	10,896件 100.0%

約6.9%は昼間の相談ですが、深夜の相談についても約1.2%となっています。

(2) 相談者別件数

区分	本人	父	母	その他 親族	教師	その他	計
22年度	1,333 11.8	532 4.7	8,105 71.5	409 3.6	206 1.8	752 6.6	11,337件 100.0%
23年度	1,104 10.8	575 5.6	7,133 69.9	513 5.0	210 2.1	675 6.6	10,210件 100.0%
24年度	1,348 12.4	530 4.9	7,099 65.2	480 4.4	362 3.3	1,077 9.8	10,896件 100.0%

母親からの相談が一番多く、約65%を占めています。

(3) 対象者学職別件数*3

区分	乳幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	勤労者	無職者	成人	不明	計
22年度	2,754 24.3	2,433 21.5	3,518 31.0	1,093 9.7	195 1.7	90 0.8	287 2.5	242 2.1	725 6.4	11,337件 100.0%
23年度	2,660 26.1	2,918 28.6	2,342 22.9	1,005 9.8	232 2.3	70 0.7	121 1.2	270 2.6	592 5.8	10,210件 100.0%
24年度	2,784 25.6	2,992 27.5	2,877 26.4	815 7.5	205 1.9	80 0.7	130 1.2	455 4.2	558 5.0	10,896件 100.0%

相談対象者としては、乳幼児、小学生、中学生で約80%を占めています。

*3 学職別件数・・・学年若しくは職業の有無毎の件数

(4) 電話対応の処理状況

区分	相談引継	助言	他機関 紹介	その他	計
22年度	521 4.6	9,500 83.8	1,050 9.3	266 2.3	11,337件 100.0%
23年度	598 5.9	8,248 80.8	1,252 12.2	112 1.1	10,210件 100.0%
24年度	654 6.0	9,139 83.9	1,054 9.7	49 0.4	10,896件 100.0%

処理の状況としては、助言が一番多く約84%であり、他機関へ繋いだものも約10%あります。

(5) 居住地別

区分	市内	市外県内	県外	不明	計
22年度	9,165 80.8	612 5.4	183 1.6	1,377 12.2	11,337件 100.0%
23年度	8,077 79.1	597 5.9	175 1.7	1,361 13.3	10,210件 100.0%
24年度	8,826 81.0	648 5.9	233 2.1	1,189 11.0	10,896件 100.0%

相談の多くは市内からで約81%、市外や県外からも8%入ってきています。

3 面接相談の状況

(1) 概況

専門的、継続的な相談が必要な場合、児童福祉司や児童心理司、教職員等により面接相談を受けています。また、必要に応じて各種心理判定や医師の診断を行いながら、カウンセリングを実施しています。

① 相談種別件数

区分	育成 相談	障がい 相談	養護 相談	非行 相談	教育 相談	その他	*2-P.6参照 計(虐待相談)
20年度	246	2,200	649	225	174	0	受理3,494件 (342件)
	7.0	63.0	18.6	6.4	5.0	0.0	100.0% (9.8%)
	4,308	2,881	6,018	2,148	4,243	14	延19,612件 (3,203件)
	22.0	14.7	30.7	10.9	21.6	0.1	100.0% (16.3%)
21年度	207	2,196	802	223	147	0	受理3,575件 (495件)
	5.8	61.5	22.4	6.2	4.1	0.0	100.0% (13.8%)
	4,243	2,695	6,976	2,577	3,541	10	延20,042件 (4,099件)
	21.2	13.4	34.8	12.9	17.7	0.0	100.0% (20.5%)
22年度	216	2,129	899	226	119	0	受理3,589件 (604件)
	6.0	59.3	25.1	6.3	3.3	0.0	100.0% (16.8%)
	4,448	2,719	9,173	2,989	2,746	14	延22,089件 (6,297件)
	20.2	12.3	41.5	13.5	12.4	0.1	100.0% (28.5%)
23年度	235	2,335	894	184	168	0	受理3,816件 (544件)
	6.2	61.2	23.4	4.8	4.4	0.0	100.0% (14.3%)
	3,790	2,810	10,499	2,661	2,782	10	延22,552件 (7,288件)
	16.8	12.5	46.6	11.8	12.3	0.0	100.0% (32.3%)
24年度	227	2,312	925	188	143	17	受理3,812件 (529件)
	6.0	60.7	24.2	4.9	3.8	0.4	100.0% (13.9%)
	6,366	4,588	20,468	4,419	5,515	19	延41,375件 (11,755件)
	15.4	11.1	49.5	10.7	13.3	0.0	100.0% (28.4%)

※()は虐待相談件数で内数 ※24年度の延べ件数の増加はシステム変更によるもの
 受理件数で最も多いのが障がい相談で全体の60.7%となっています。
 延べ件数では、養護相談で全体の49.5%となっています。

② 虐待相談の内訳*2-P6参照

区分	心理的 虐待	身体的 虐待	性的 虐待	放任 虐待	計
22年度	177	184	21	222	受理604件
	29.3	30.5	3.5	36.7	100.0%
	1,361	2,492	356	2,088	延6,297件
	21.6	39.6	5.6	33.2	100.0%
23年度	199	170	16	159	受理544件
	36.6	31.3	2.9	29.2	100.0%
	1,411	2,808	615	2,454	延7,288件
	19.4	38.5	8.4	33.7	100.0%
24年度	190	163	15	161	受理529件
	36.0	30.8	2.8	30.4	100.0%
	1,923	4,742	836	4,254	延11,755件
	16.4	40.3	7.1	36.2	100.0%

③ 相談経路別件数*4

区分	家庭	福祉 事務所	警察	保健所	心障 ^{センター} 西部東部 療育 ^{センター}	児童福祉 施設	家庭 裁判所	学校	その他	計
22年度	1,452	474	264	130	535	159	10	48	517	3,589件
	40.5	13.2	7.4	3.6	14.9	4.4	0.3	1.3	14.4	(100.0%)
23年度	1,532	554	216	135	588	179	8	59	545	3,816件
	40.2	14.5	5.7	3.5	15.4	4.7	0.2	1.5	14.3	(100.0%)
24年度	2,026	553	249	149	363	118	5	64	285	3,812件
	53.2	14.5	6.5	3.9	9.5	3.1	0.1	1.7	7.5	(100.0%)

*4 相談経路・・・当センターへ相談のあった相手方の区分を示しています。

④ 対象者学職別件数 * 3-P7 参照

区分	乳幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	勤労者	無職者	成人	不明	計
22年度	1,549	880	589	304	2	3	65	176	21	3,589件
	43.1	24.5	16.4	8.5	0.1	0.1	1.8	4.9	0.6	100.0%
23年度	1,655	991	693	293	3	4	50	126	1	3,816件
	43.4	26.0	18.1	7.7	0.1	0.1	1.3	3.3	0.0	100.0%
24年度	1,633	928	698	512	4	2	35	0	0	3,812件
	42.9	24.3	18.3	13.4	0.1	0.1	0.9	0.0	0.0	100.0%

(2) 育成相談

落ち着きがない, 集団不適應, 家庭内暴力などの性格行動や, しつけ, 進学・就職などについての相談です。

① 相談内容別件数

区分	性格行動									小計	育児	進路	ひきこもり	生き方	性	被害	保健・医療	計
	な落ち着きが	わ反抗がま・ま	家庭内暴力	乱暴	性情緒その他	社対会人性・	子習癖ク・	生活習慣	その他行動									
20年度	24	15	13	10	79	37	11	2	19	210	16	1	14	2	0	0	3	246件
	9.8	6.1	5.3	4.1	32.1	15.0	4.5	0.8	7.7	85.4	6.5	0.4	5.7	0.8	0.0	0.0	1.2	100.0%
21年度	16	12	15	5	71	20	7	3	22	171	12	3	10	0	1	10	0	207件
	7.8	5.8	7.2	2.4	34.3	9.7	3.4	1.4	10.7	82.7	5.8	1.4	4.8	0.0	0.5	4.8	0.0	100.0%
22年度	27	20	19	9	72	16	7	0	21	191	10	3	4	2	0	4	2	216件
	12.5	9.3	8.8	4.2	33.3	7.4	3.2	0.0	9.7	88.4	4.6	1.4	1.9	0.9	0.0	1.9	0.9	100.0%
23年度	38	22	20	13	54	22	10	2	24	205	15	4	4	1	3	3	0	235件
	16.2	9.4	8.5	5.5	23.0	9.4	4.2	0.8	10.2	87.2	6.4	1.7	1.7	0.4	1.3	1.3	0.0	100.0%
24年度	40	12	16	11	54	19	10	2	13	177	16	0	13	2	4	13	2	227件
	17.6	5.3	7.0	4.8	23.9	8.4	4.4	0.9	5.7	78.0	7.0	0.0	5.7	0.9	1.8	5.7	0.9	100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
22年度	32	32	56	45	34	12	5	216件
	14.8	14.8	25.9	20.8	15.8	5.6	2.3	100.0%
23年度	46	42	56	39	34	15	3	235件
	19.6	17.9	23.8	16.6	14.4	6.4	1.3	100.0%
24年度	42	24	54	51	43	10	3	227件
	18.5	10.6	23.8	22.5	18.9	4.4	1.3	100.0%

③ 相談経路別件数 * 4-P8 参照

区分	家庭	福祉事務所	警察	保健所	心障センター 西部東部 療育センター	児童福祉施設 (里親含)	家庭裁判所	学校	その他	計
22年度	174	0	11	27	0	1	0	2	1	216件
	80.5	0.0	5.1	12.5	0.0	0.5	0.0	0.9	0.5	100.0%
23年度	181	3	8	37	0	3	0	2	1	235件
	77.0	1.3	3.4	15.7	0.0	1.3	0.0	0.9	0.4	100.0%
24年度	184	0	10	30	0	1	0	2	0	227件
	81.1	0.0	4.4	13.2	0.0	0.4	0.0	0.9	0.0	100.0%

④ 学職別件数 * 3-P7 参照

区分	未就学	小学生							中学生				高校生				無職等	計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計		
22年度	53	18	25	11	19	15	14	102	12	22	4	38	9	4	2	15	8	216件
	24.5	8.3	11.6	5.1	8.8	6.9	6.5	47.2	5.6	10.2	1.9	17.7	4.1	1.9	0.9	6.9	3.7	100.0%
23年度	74	25	12	18	26	9	17	107	9	14	10	33	8	4	1	13	8	235件
	31.5	10.6	5.1	7.7	11.1	3.8	7.2	45.5	3.8	6.0	4.3	14.1	3.4	1.7	0.4	5.5	3.4	100.0%
24年度	56	14	21	20	17	17	13	102	22	15	14	51	6	4	1	11	7	227件
	24.6	6.2	9.3	8.8	7.5	7.5	5.7	45.0	9.7	6.6	6.2	22.5	2.6	1.8	0.4	4.8	3.1	100.0%

⑤ 支援別件数 * 5

区分	訓戒誓約	児童福祉司指導	施設入所		福祉事務所送致	* 6 助言指導	継続指導	その他	計
			入所	通園					
22年度	0	0	0	0	0	27	166	23	216件
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	76.9	10.6	100.0%
23年度	0	0	1	0	0	35	169	30	235件
	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	14.9	71.9	12.8	100.0%
24年度	0	0	1	0	0	33	187	6	227件
	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	14.5	82.5	2.6	100.0%

* 5 支援別件数・・・当センターが行った援助の内容毎の件数です。

* 6 助言・指導・・・子どもの相談内容に対する対応方法や他機関への連携等を行い、1回の面接で終了したもの。

育成相談における助言指導の多くは、育児や子どもの進路などの相談です。また継続指導とは子どもの性格や行動などの問題がある場合等に、継続して数回から数十回に渡って通所面接や遊戯療法(* 7)などを行い、親子関係等の調整を行ったものです。

* 7 遊戯療法・・・遊びを媒介として、子どもの精神安定を図り不適応状態からの回復をめざす心理療法

(3) 障がい相談

知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい、視聴覚障がい、言語発達障がいなど、心身に障がいのある子どもの療育や家庭での養育、施設入所についての相談です。

療育手帳、特別児童扶養手当の判定も実施しています。

① 相談内容別件数

区分	知的障がい	肢体不自由	重症心身	言語障がい	その他	計
22年度	1,658	115	208	109	39	2,129件
	78.0	5.4	9.7	5.1	1.8	100.0%
23年度	1,951	106	136	102	40	2,335件
	83.6	4.5	5.8	4.4	1.7	100.0%
24年度	2,017	115	26	116	38	2,312件
	87.2	5.1	1.1	5.0	1.6	100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
22年度	640	446	228	194	240	166	215	2,129件
	30.1	20.9	10.7	9.1	11.3	7.8	10.1	100.0%
23年度	653	509	237	270	355	177	134	2,335件
	28.0	21.8	10.1	11.6	15.2	7.6	5.7	100.0%
24年度	718	538	246	240	322	239	9	2,312件
	31.1	23.3	10.6	10.4	13.9	10.3	0.4	100.0%

③ 相談経路別件数 * 4-P8 参照

区分	家庭	福祉事務所	警察	保健所	心障センター 西部東部 療育センター	児童福祉施設 (里親舎)	家庭裁判所	学校	その他	計
22年度	924	348	1	103	535	22	0	0	196	2,129件
	43.4	16.4	0.1	4.8	25.1	1.0	0.0	0.0	9.2	100.0%
23年度	995	400	0	97	587	19	0	1	236	2,335件
	42.6	17.1	0.0	4.2	25.1	0.8	0.0	0.1	10.1	100.0%
24年度	805	463	2	118	633	14	0	0	277	2,312件
	34.8	20.0	0.1	5.1	27.4	0.6	0.0	0.0	12.0	100.0%

④ 学職別件数 * 3-P7 参照

区分	未就学	小学生							中学生				高校生				無職等	計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計		
22年度	1,056	88	78	74	49	65	65	419	89	80	77	246	105	56	28	189	219	2,129件
	49.6	4.1	3.7	3.6	2.3	3.0	3.0	19.7	4.2	3.8	3.6	11.6	4.9	2.6	1.3	8.8	10.3	100.0%
23年度	1,124	108	85	61	104	72	101	531	109	123	114	346	86	68	32	186	148	2,335件
	48.1	4.6	3.6	2.6	4.5	3.1	4.3	22.7	4.7	5.3	4.9	14.9	3.7	2.9	1.4	8.0	6.3	100.0%
24年度	772	151	112	112	110	111	137	733	150	172	157	479	147	123	40	310	18	2,312件
	33.4	6.5	4.8	4.9	4.8	4.8	5.9	31.7	6.5	7.4	6.8	20.7	6.4	5.3	1.7	13.4	0.8	100.0%

⑤ 支援別件数 * 6-P10 参照

区分	訓戒誓約	児童福祉司指導	施設入所 * 8				福祉事務所送致	助言指導	継続指導	その他	計
			入所		通園						
			措置	契約	措置	契約					
22年度	0	0	8	196	0	535	0	1,294	89	7	2,129件
	0.0	0.0	0.4	9.2	0.0	25.1	0.0	60.8	4.2	0.3	100.0%
23年度	0	0	9	198	0	586	0	1,447	84	11	2,335件
	0.0	0.0	0.4	8.5	0.0	25.1	0.0	62.0	3.6	0.4	100.0%
24年度	0	0	7	78	0	633	0	1,503	57	34	2,312件
	0.0	0.0	0.3	3.4	0.0	27.4	0.0	64.9	2.5	1.5	100.0%

* 8 施設入所・・・施設入所のうち契約件数についてはH18年10月より始まった施設と利用者の施設利用契約制度による入所件数であり、毎年度契約要。

⑥ 障がい児施設入所状況(年度末在籍)

区分	知的障がい児	盲児	ろうあ児	肢体 不自由児	重症心身 障がい児	計
22年度	42 (29)	1 (0)	3 (3)	1 (7)	8 (125)	55人 (164)
23年度	41 (33)	1 (0)	3 (3)	1 (5)	9 (128)	55人 (169)
24年度	43 (20)	1 (0)	3 (4)	1 (6)	3 (16)	51人 (46)

※ () 内の数値は、契約による入所者数で外数、平成24年度から加齢児は療養介護へ移行

(4) 養護相談

保護者の病気・家出などのため家庭養育が困難な子ども、遺棄・置き去りなど適当な養育者がいない子ども、虐待・放任されている家庭環境上問題のある子どもについての相談です。

① 相談内容別件数

区分	保護者の理由			離婚	虐待	拘禁	父母 就労	家庭 環境	迷子	その他	計
	傷病	家出	死亡								
20年度	68 10.5	1 0.2	2 0.3	0 0.0	327 50.4	10 1.5	14 2.2	70 10.8	5 0.8	152 23.3	649件 100.0%
21年度	62 7.7	3 0.4	4 0.5	1 0.1	427 53.2	9 1.1	10 1.2	118 14.7	7 0.9	161 20.1	802件 100.0%
22年度	89 9.9	3 0.3	3 0.3	3 0.3	534 59.5	12 1.3	4 0.4	87 9.7	2 0.2	162 18.1	899件 100.0%
23年度	92 10.3	3 0.3	1 0.1	0 0.0	505 56.5	9 1.0	7 0.8	81 9.1	2 0.2	194 21.7	894件 100.0%
24年度	89 9.6	4 0.4	2 0.2	5 0.5	529 57.3	21 2.3	5 0.5	109 11.8	4 0.4	157 17.0	925件 100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
22年度	297 33.0	163 18.2	145 16.1	123 13.7	91 10.1	53 5.9	27 3.0	899件 100.0%
23年度	322 36.0	165 18.5	110 12.3	115 12.9	101 11.3	44 4.9	37 4.1	894件 100.0%
24年度	286 30.9	140 15.1	173 18.7	122 13.2	113 12.2	64 6.9	27 2.9	925件 100.0%

③ 相談経路別件数 * 4-P.8 参照

区分	家庭	福祉 事務所	警察	保健所	心障センター 西部東部 療育センター	児童福祉 施設 (里親)	家庭 裁判所	学校	その他	計
22年度	108 12.0	125 13.9	108 12.0	0 0.0	0 0.0	115 12.8	0 0.0	44 4.9	399 44.4	899件 100.0%
23年度	108 12.1	148 16.5	100 11.2	1 0.1	0 0.0	141 15.8	0 0.0	52 5.8	344 38.5	894件 100.0%
24年度	107 11.6	102 11.0	114 12.3	5 0.5	1 0.1	101 10.9	0 0.0	47 5.1	448 48.5	925件 100.0%

④ 学職別件数 * 3-P.7 参照

区分	未就学	学 生								中 学 生				高校生	無職等	計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計				
22年度	439	52	52	44	50	34	20	252	35	33	24	92	94	22	899件	
	48.8	5.8	5.8	4.9	5.6	3.8	2.2	28.1	3.9	3.7	2.7	10.3	10.5	2.3	100.0%	
23年度	457	43	35	42	41	43	33	237	35	29	45	109	74	17	894件	
	51.1	4.8	3.9	4.7	4.6	4.8	3.7	26.5	3.9	3.3	5.0	12.2	8.3	1.9	100.0%	
24年度	384	43	61	60	67	52	40	323	41	49	28	118	79	21	925件	
	41.5	4.6	6.6	6.5	7.2	5.6	4.3	34.8	4.4	5.3	3.0	12.7	8.5	2.3	100.0%	

⑤ 支援別件数 * 5-P.10 参照

区分	助言指導	継続指導	児童福祉司指導	児童養護施設等入所	里親委託	その他	計
22年度	100	643	3	96	49	8	899件
	11.1	71.5	0.3	10.7	5.5	0.9	100.0%
23年度	104	626	5	100	54	5	894件
	11.6	70.0	0.6	11.2	6.0	0.6	100.0%
24年度	269	488	0	105	57	6	925件
	29.1	52.8	0.0	11.4	6.2	0.6	100.0%

⑥ 児童養護施設等入所状況（4月1日付施設入所者在籍数）

区分	乳児院	児童養護施設	情緒障がい児短期治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	里親	計
22年度	46	279	9	6	4	101	445人
23年度	43	252	10	9	3	112	429人
24年度	42	263	10	10	4	143	472人

(5) 非行相談

家出、不良交遊などの行為のある子どもについてのぐ犯行為（* 1-P.6参照）等の相談や、13歳以下で窃盗・暴行行為など法に触れる行為のある子どもについての触法相談です。相談内容別・男女別件数

区分		無断外泊	浮浪徘徊	金品持出	不純異性交遊	不良交遊	喫煙・飲酒	家出	シンナー	放火	暴行傷害	性的非行	窃盗						その他	計	
													自転車	原付自転車	万引き	侵入盗	横領	その他			小計
20年度	男	4	3	10	0	1	3	12	2	1	19	7	11	24	20	1	3	10	69	27	158
	女	6	1	4	0	0	0	21	1	0	4	0	5	1	4	0	0	9	19	11	67
	計	10	4	14	0	1	3	33	3	1	23	7	16	25	24	1	3	19	88	38	225
	%	4.5	1.8	6.2	0.0	0.4	1.3	14.8	1.3	0.4	10.2	3.1	7.1	11.1	10.7	0.4	1.3	8.5	39.1	16.9	100.0
21年度	男	4	4	11	0	3	1	14	0	6	25	6	9	21	17	4	6	10	67	34	175
	女	2	1	3	0	1	1	17	0	0	0	2	2	2	6	2	1	3	16	5	48
	計	6	5	14	0	4	2	31	0	6	25	8	11	23	23	6	7	13	83	39	223
	%	2.8	2.2	6.3	0.0	1.8	0.9	14.0	0.0	2.7	11.2	3.6	4.9	10.3	10.3	2.7	3.1	5.9	37.2	17.3	100.0
22年度	男	1	2	11	0	0	0	18	2	6	18	6	11	34	13	1	2	5	66	30	160
	女	1	1	10	0	1	0	25	1	1	1	2	0	1	7	3	1	3	15	8	66
	計	2	3	21	0	1	0	43	3	7	19	8	11	35	20	4	3	8	81	38	226
	%	0.9	1.3	9.3	0.0	0.4	0.0	19.0	1.3	3.1	8.4	3.6	4.9	15.5	8.9	1.8	1.3	3.5	35.9	16.8	100.0
23年度	男	5	2	10	0	0	2	11	0	8	10	5	9	21	8	1	3	10	52	27	132
	女	3	2	7	0	0	0	20	0	0	4	1	0	0	7	0	0	2	9	6	52
	計	8	4	17	0	0	2	31	0	8	14	6	9	21	15	1	3	12	61	33	184
	%	4.3	2.2	9.2	0.0	0.0	1.1	16.8	0.0	4.3	7.6	3.3	4.9	11.4	8.2	0.5	1.6	6.5	33.1	18.1	100.0
24年度	男	4	2	14	0	0	3	17	0	7	8	6	2	10	14	1	3	5	35	23	119
	女	6	4	6	0	1	1	30	0	0	2	1	3	0	7	0	2	2	14	4	69
	計	10	6	20	0	1	4	47	0	7	10	7	5	10	21	1	5	7	49	27	188
	%	5.3	3.2	10.6	0.0	0.5	2.1	25.1	0.0	3.7	5.3	3.7	2.7	5.3	11.2	0.5	2.7	3.7	26.1	14.4	100.0

① 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
22年度	0	0	18	53	132	22	1	226件
	0.0	0.0	8.0	23.5	58.4	9.7	0.4	100.0%
23年度	0	1	11	37	121	13	1	184件
	0.0	0.5	6.0	20.1	65.8	7.1	0.5	100.0%
24年度	0	0	5	32	126	25	0	188件
	0.0	0.0	2.7	17.0	67.0	13.3	0.0	100.0%

② 相談経路別件数 * 4-P.8 参照

区分	家庭	警察		家庭裁判所	その他	計
		通告	送致			
22年度	56	137	7	10	16	226件
	24.8	60.6	3.1	4.4	7.1	100.0%
23年度	43	107	1	8	25	184件
	23.4	58.2	0.5	4.3	13.6	100.0%
24年度	48	119	0	4	17	188件
	25.5	63.3	0.0	2.1	9.1	100.0%

少年法の改正 (H19. 11. 1) に伴い、19年度より警察からの送致件数を別途計上

③ 学職別件数 * 3-P.7 参照

区分	未就学	小学生							中学生				高校生	無職等	計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計			
22年度	0	0	2	12	14	13	10	51	39	85	18	142	15	18	226件
	0.0	0.0	0.9	5.3	6.2	5.9	4.4	22.7	17.3	37.6	8.0	62.9	6.6	8.0	100.0%
23年度	0	2	3	5	6	14	13	43	21	67	38	126	6	9	184件
	0.0	1.1	1.6	2.7	3.3	7.6	7.1	23.4	11.4	36.4	20.6	68.4	3.3	4.9	100.0%
24年度	0	0	0	3	5	10	16	34	29	74	22	125	20	9	188件
	0.0	0.0	0.0	1.6	2.7	5.4	8.5	18.2	15.4	39.3	11.7	66.4	10.6	4.8	100.0%

④ 支援別件数 * 5-P.10 参照

区分	助言指導	継続指導	児童福祉司指導	施設入所				里親委託	家庭裁判所送致	その他	計
				国立児童自立支援施設	児童自立支援施設	児童養護施設	情緒障がい児短期治療施設				
22年度	65	133	3	0	8	0	0	0	15	2	226件
	28.8	58.9	1.3	0.0	3.5	0.0	0.0	0.0	6.6	0.9	100.0%
23年度	50	117	3	3	6	1	1	0	8	1	184件
	27.2	63.6	1.6	1.6	3.3	0.5	0.5	0.0	1.2	0.5	100.0%
24年度	59	111	4	0	11	1	0	1	1	0	188件
	31.4	59.1	2.1	0.0	5.9	0.5	0.0	0.5	0.5	0.0	100.0%

非行相談における継続指導は、親子での通所を通して、面接指導や心理治療を並行して行い、問題行動の改善、家庭調整などを行ったものです。

23年度家庭裁判所送致件数のうち6件は施設入所件数と重複しているため合計に含めない。

(6) 教育相談

不登校やいじめに関する相談です。

① 相談内容別件数

区分	学業	学校との 関わり	怠学	不登校	いじめ	交友・ 人間関係	場面 緘黙	学校 生活	計
22年度	7 5.9	2 1.7	3 2.5	88 74.0	3 2.5	7 5.9	1 0.8	8 6.7	119件 100.0%
23年度	4 2.4	3 1.8	3 1.8	140 83.3	4 2.4	9 5.3	0 0.0	5 3.0	168件 100.0%
24年度	3 2.1	1 0.7	0 0.0	129 90.2	2 1.4	5 3.5	0 0.0	3 2.1	143件 100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
22年度	0 0.0	2 1.7	11 9.2	42 35.3	54 45.4	9 7.6	1 0.8	119件 100.0%
23年度	0 0.0	5 3.0	33 19.6	46 27.4	75 44.6	9 5.4	0 0.0	168件 100.0%
24年度	0 0.0	1 0.7	21 14.7	45 31.5	69 48.2	5 3.5	2 1.4	143件 100.0%

③ 相談経路別件数* 4-P.8 参照

区分	家庭	医療 機関	保健所	他施設	教育 委員会	知人	他市 町村	学校	他親族	近隣者	その他	計
22年度	117 98.4	0 0.0	0 0.0	1 0.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	119件 100.0%
23年度	160 95.2	0 0.0	3 1.8	2 1.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.6	2 1.2	0 0.0	0 0.0	168件 100.0%
24年度	129 90.2	0 0.0	1 0.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 2.1	1 0.7	0 0.0	9 6.3	143件 100.0%

④ 学職別件数* 3-P.7 参照

区分	小 学 生						中 学 生				高 校 生				その他	計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年			小計
22年度	4 3.4	5 4.2	4 3.4	4 3.4	12 10.0	8 6.7	37 31.1	27 22.7	26 21.8	15 12.6	68 57.1	8 6.7	4 3.4	2 1.7	14 11.8	0 0.0	119件 100.0%
23年度	8 4.8	9 5.4	14 8.3	10 5.9	17 10.1	16 9.5	74 44.0	26 15.5	37 22.0	14 8.3	77 45.8	9 5.4	5 3.0	1 0.6	15 9.0	2 1.2	168件 100.0%
24年度	3 2.1	7 4.9	7 4.9	12 8.4	11 7.7	10 7.0	50 35.0	26 18.1	40 28.0	10 7.0	76 53.1	6 4.2	2 1.4	0 0.0	8 5.6	9 6.3	143件 100.0%

⑤ 支援別件数* 5-P.10 参照

区分	助言 指導	継続 指導	他機関 連携	その他	計
22年度	3 2.5	116 97.5	0 0.0	0 0.0	119件 100.0%
23年度	13 7.7	152 90.5	3 1.8	0 0.0	168件 100.0%
24年度	12 8.4	130 90.9	1 0.7	0 0.0	143件 100.0%

(7) 心理判定・心理面接状況

専門的立場から子どもの心身の発達や状況を診断し、それに基づいて助言指導やカウンセリング、遊戯療法（*7-P.10 参照）などの心理療法を用いて、子どもや保護者の直面している問題の解決のための支援を行っています。

① 相談内容別件数

区分	育成相談	障がい相談	養護相談	非行相談	教育相談	その他	計
22年度	2,449	1,492	2,553	1,069	2,160	14	9,737件
	25.2	15.3	26.1	11.0	22.2	0.2	100.0%
23年度	1,933	1,589	2,699	1,155	2,395	10	9,781件
	19.8	16.2	27.6	11.8	24.5	0.1	100.0%
24年度	2,956	1,982	3,012	874	3,118	8	11,950件
	24.7	16.6	25.1	7.3	26.1	0.2	100.0%

心理判定・面接のなかの教育相談の多くは、小・中学生の不登校、いじめ等学校生活に関わる相談となっています。障がい相談は療育手帳判定など1回のみの相談も多いのですが、その他の相談は継続的に面接を実施していることが多くなっています。

② 医学診断・心理学的検査・カウンセリング件数

区分	医学診断		心理学的検査					心理療法 カウンセリング等		計
	観察・指導	医学的検査	知能検査	発達検査	人格検査	その他	面接・観察	医師	児童心理司	
22年度	565	264	1,325	355	402	76	1,944	0	7,532	12,463件
	4.5	2.1	10.6	2.9	3.2	0.6	15.6	0.0	60.5	100.0%
23年度	598	279	1,487	407	422	59	2,396	0	6,598	12,246件
	4.9	2.3	12.1	3.3	3.4	0.5	19.6	0.0	53.9	100.0%
24年度	576	277	1,596	638	366	75	5,671	0	6,631	15,830件
	3.6	1.7	10.1	4.0	2.3	0.5	35.8	0.0	42.0	100.0%

医学診断は、精神科医、小児科医が行っています。知能検査は、主として、田中ビネーV、WISC-IIIを、発達検査は遠城寺式、新版K式などを用いています。人格検査は、バウムテスト、HTP、ロールシャッハ、P-Fスタディ、SCTなどを実施しています。また、治療が必要と思われる児童には、カウンセリングや遊戯療法（*7-P.10 参照）、箱庭療法（*9）、家族療法（*10）などの心理治療を実施しています。

- * 9 箱庭療法・・・砂の入った箱におもちゃの建物・人・動物等を並べて思い思いの庭を作らせることで治療を試みる心理療法
- * 10 家族療法・・・個人における問題をその人と家族との関係で捉え、家族全体を治療の対象とする心理療法

③ 1歳6か月児・3歳児精密健診相談別受付件数

区分	養護	肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達等	重症心身	知的障がい	自閉症	子育て	不登校	性格・行動	計
22年度	1歳6か月	0	0	49	0	0	0	0	0	6	55件
	3歳	0	0	52	0	1	0	2	0	19	74件
23年度	1歳6か月	0	0	51	0	0	0	0	0	6	57件
	3歳	0	0	42	0	1	0	0	0	29	72件
24年度	1歳6か月	0	0	37	0	1	0	0	0	2	40件
	3歳	0	0	60	0	2	0	0	0	22	84件

各区の保健福祉センターに児童心理司が出向いて、発達上の問題が疑われる子どもに面接しています。1歳6か月児健診、3歳児健診とともに、言語発達遅滞などに関する相談が高い割合を占めています。

④ 療育手帳判定件数

区分	新規	再判定	計
20年度	355	736	1,091件
21年度	333	700	1,033件
22年度	377	617	994件
23年度	428	780	1,208件
24年度	416	755	1,171件

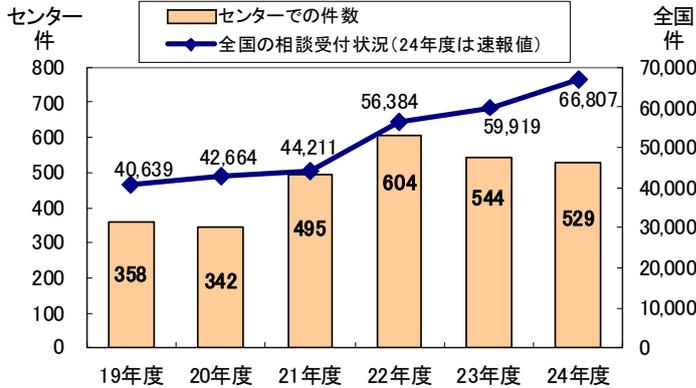
知的障がいがある子どもに対して、療育手帳（*11）の交付のための判定を行っています。上記の件数は、18歳未満の子どもに対して療育手帳新規交付や概ね2年毎に行う再判定に伴う判定件数となっています。また、これとは別に特別児童扶養手当等のための判定も行っています。

*11 療育手帳・・・知的障がいのある方に、一貫した指導・相談を行ったり、各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳

4 児童虐待防止対策

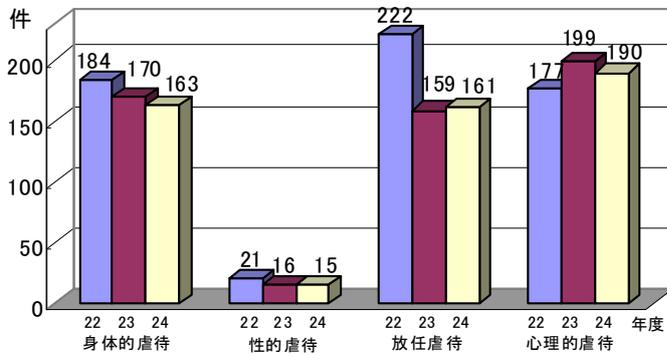
(1) 児童虐待に関する相談状況

① 虐待相談件数



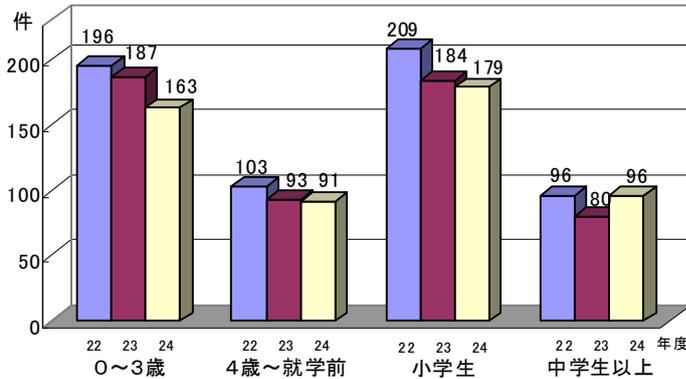
H24年度の受付件数は529件で、前年と比較すると15件減少していますが、H21年度以前から比較すると高い数値です。これは、福岡市子ども虐待防止活動推進委員会の活動や市民への広報・啓発活動を強化したことにより、市民の関心が高まり、相談件数が多い傾向が継続しているものと考えます。

② 虐待内容別受付状況



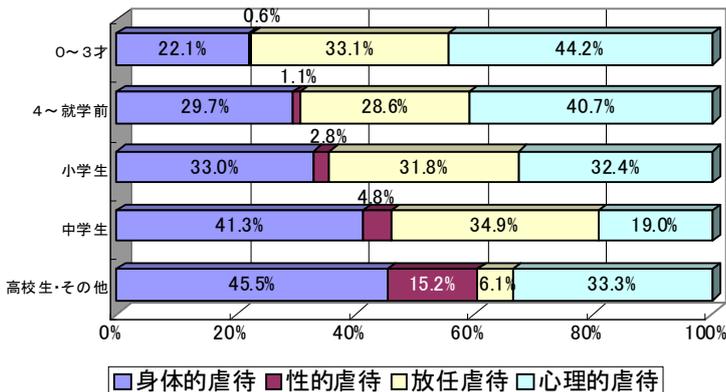
全ての相談種別において、前年度と同程度の件数となっていますが、H23年度から、身体的虐待が放任虐待を上回っています。心理的虐待は昨年度までの増加から減少に転じましたが、最も多い相談種別となっています。これはH21年度より、近隣からの子どもの泣き声を心配する相談が増えていることによるものです。性的虐待は毎年数パーセントに止まっていますが、顕在化しにくい虐待であり、実数はこれよりも多いのではないかと考えています。

③ 年齢別受付状況



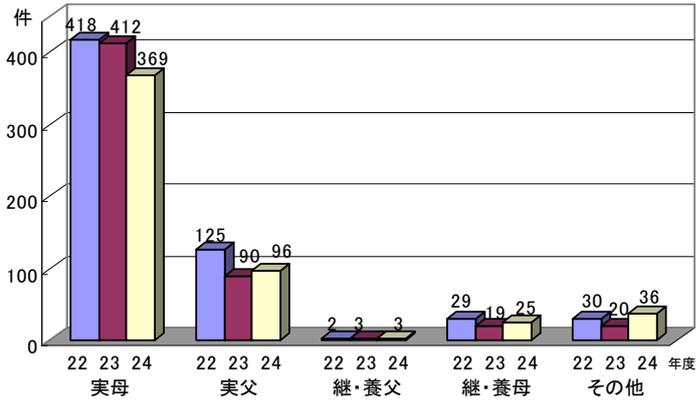
被虐待児の年齢では、例年、乳幼児が約半数を占め、小学生が3割強となっています。小学生や中学生になって虐待が始まったというより、発見されたのが小学生や中学生という場合も多く、虐待は幼児期から始まることが多いと考えています。また、乳幼児に起こる児童虐待の場合、生命に関わるような重篤な事態へ発展することがあるため、その対応は児童相談所に限らず、関係機関の連携・協力が必要不可欠です。

④ 年齢別・虐待内容別受付状況 (H24年度数値)



年齢階層別にみた虐待種別の状況では、乳幼児期は、心理的虐待の割合が高くなっています。これは、泣き声通告の件数が多いことによるものです。小学生は、身体的虐待、放任虐待、心理的虐待が同程度となっています。中学生は、身体的虐待と放任虐待の割合が高くなっています。高校生・その他は、身体的虐待と心理的虐待の割合が高くなっています。また、性的虐待の割合が他の年齢階層に比べて高くなっていますが、このうち虐待を受け始めたのが小学生や幼児期からというケースも少なくありません。

⑤ 虐待者内訳

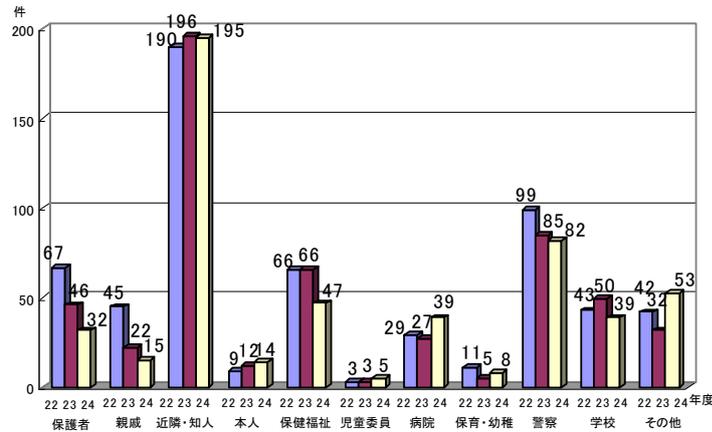


虐待者として実母が多いのは、泣き声通告や放任虐待の虐待者が実母であることが多いからだと思われます。

これは、依然として家事・育児が母親に負わされていることや、一人親家庭における虐待相談の場合は母子家庭が多いことなどが背景にあると考えられます。

その他は、祖父母やおじ・おばなどの親族が主です。

⑥ 経路別受付状況

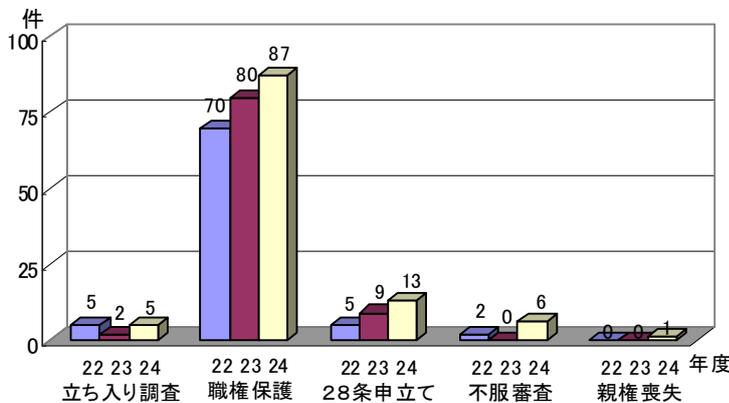


虐待相談を経路別にみると、継続して近隣・知人からの相談が最も多くなっています。これは、福岡市虐待防止活動推進委員会の活動や、市民への広報・啓発活動の強化を図ったことにより、相談が増大したものと思われます。

また、近隣・知人を除くと例年、警察からの通告が最も多くなっています。

平成24年度は、病院からの通告が前年度より12件増加しています。

⑦ 立入調査等件数



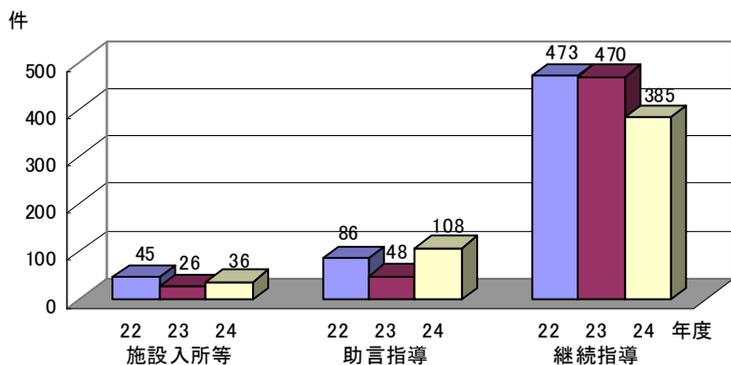
年度	立入調査	職権保護	28条申立	不服審査	親権喪失
22	5	70	5	2	0
23	2	80	9	0	0
24	5	87	13	6	1

保護者の意に反して児童相談所長の権限で行う、職権による一時保護が年々増加しており、虐待の程度が重篤で緊急性が高いケースが増えています。

また、保護者の意に反して施設や里親に措置するための、家庭裁判所への28条申立も増加しています。

24年度は、家庭裁判所への親権喪失の申立を福岡市児童相談所として初めて行いました。

⑧ 相談受理後の支援状況



虐待相談を受けた後の児童への支援状況ですが、施設や里親への措置となる割合は例年少なく、約9割の子ども達が関係機関の支援や見守りを受けながら、在宅で過ごしています。

そのため、再発防止等に向けた関係機関の緊密な連携などネットワークの強化が、今後も重要な課題となっています。

(2) 児童虐待防止に関する事業

① 親の養育支援事業（木曜会）

ア 目的

育児不安が強く周囲に援助の少ない保護者に対し、グループミーティングの場を設けることにより、保護者の孤立感からの解放やフラストレーションの解消を行い、育児ノイローゼや虐待の未然防止及び再発防止を目指します。

イ 実施状況

区分	第1クール			第2クール			計		
	実参加数	延参加数	回数	実参加数	延参加数	回数	実参加数	延参加数	回数
22年度	8	30	8	6	30	8	14	60	16
23年度	7	31	8	7	31	9	14	62	17
24年度	13	37	8	10	32	8	23	69	16

22年度：22年6月～9月，22年11月～23年3月 隔週

23年度：23年6月～9月，23年11月～24年3月 隔週

24年度：24年6月～9月，24年11月～25年3月 隔週

② 子育て見守り訪問員派遣事業（H24年7月より開始）

ア 目的

急増する泣き声通告や保護者からの緊急保護の要請に対応するため、特に夜間と休日の児童の安全確認体制を強化する。泣き声通告の対応の場合、児童相談所からの訪問ではかえって育児不安を増長する可能性があることから、民間委託の訪問員が訪問することにより、より支援的関わりを強調する。

イ 事業概要

休日及び夜間の「泣き声」通告や保護者からの緊急保護の要請があった場合に、「子育て見守り訪問員」が家庭訪問を行い、児童の安全確認や児童移送を行う。

ウ 実施状況（平成24年7月1日～平成25年3月31日）

- 訪問世帯数 118件
- 延べ訪問件数 170件
- 訪問した世帯において児童を目視できた割合 34.7%

③ 法的対応機能強化事業

ア 概要

児童虐待相談について、弁護士及び法医学専門家による援助を得ることにより、こども総合相談センターの法的対応機能を強化し、的確で円滑な援助を行うことを目的とした事業です。23年度から、弁護士資格を持つ職員を常勤で配置しており、現在は、傷や痣などについて、法医学医師による鑑定を依頼しています。

イ 実績（実施回数）

区分	定例相談	緊急相談	立入調査等への 同行	法医学的助言	計
22年度	17	14	2	10	43
23年度	—	—	—	23	23
24年度	—	—	—	27	27

④ 関係機関・団体との連携

ア 福岡市要保護児童支援地域協議会

(7) 概要

要保護児童の適切な保護及び自立の支援又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を行うとともに、要保護児童及び要支援児童若しくは特定妊婦の支援に関する推進体制の確保を図るため、関係機関が連携し、情報共有や支援内容の協議、支援のあり方などを行う。

(イ) 設置 平成18年度 市レベル及び区レベルに設置

(ウ) 構成メンバー

福岡県警、県弁護士会、市医師会、市歯科医師会、日本助産師会福岡支部、市私立幼稚園連盟、市保育協会、市社会福祉協議会、ふくおか・こどもの虐待防止センター、市民生委員・児童委員協議会、市乳児院児童養護施設協議会、福岡県母子福祉協会、福岡法務局、市保護司会連絡協議会、市教育委員会、市消防局、区保健福祉センター等

(イ) 事務局 福岡市：こども未来局こども家庭課、区：保健福祉センター

イ 福岡県要保護児童対策地域協議会（平成18年度までは福岡県児童虐待防止中央連絡会議）

(7) 概要

要保護児童の早期発見やその適切な保護を図ることを目的に福岡県が設置。

(イ) 設置 平成19年（前身の福岡県児童虐待防止中央連絡会議は13年度設置）

(ウ) 構成委員

県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県私学協会、県私立幼稚園振興会、県PTA連合会、県児童養護施設協議会、県保育所連盟、県民生児童委員協議会、保健福祉環境事務所長会、県里親会、県弁護士会、福岡法務局、福岡家庭裁判所、県警察本部少年課、教育庁義務教育課、県子育て支援課、県青少年課、県障害者福祉課、福岡市こども総合相談センター、北九州市子ども総合センター、県福岡児童相談所ほか県内各児童相談所、ふくおか・こどもの虐待防止センター、県市長会、県町村長会等

(イ) 事務局 福岡県保健福祉部児童家庭課

(オ) 運営等 年1回程度の会議開催

5 里親制度推進事業

(1) 概要

子どもが健全に成長するためには、できる限り家庭的な環境の中で養育されることが必要です。特に、虐待など家庭での養育に欠ける子どもをあたたかい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度は極めて有意義な制度であり、その拡充と、里親家庭に対する支援が求められています。

★里親登録・人員及び里子委託人員（年度末3月31日現在）

	里親登録数						委託里親数						里子								
	養育	専門	短期	養子縁組	親族	ファミリーホーム	計	養育	専門	短期	養子縁組	親族	ファミリーホーム	計	養育	専門	短期	養子縁組	親族	ファミリーホーム	計
20年度	70	6(6)	4	3	3		77	37	0	1(1)	3	3		40	69	0	1	5			75
21年度	63	7(7)		6	4	2(2)	73	33	2(1)		0	4	2	40	65	2		0	8	10	85
22年度	69	11(11)		12(3)	7	5(5)	85	38	1		0	7	5	51	65	1		1	11	27	105
23年度	79	14(14)		16(4)	7	8(8)	98	35	1		4	7	8	55	57	1		3	9	45	115
24年度	91	15(15)		32(14)	5	8(8)	114	38	1		10	5	8	62	69	1		10	14	49	143

※（ ）内は、養育里親にも計上されている数で、内数。

※平成21年法改正により短期里親が廃止、養子縁組を前提とした里親（養子縁組里親）が追加された。

※平成21年より小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）が新たに設置された。

区分	里親				里子		
	新規登録世帯数	削除世帯	年度末登録世帯数	年度末委託世帯数	新規委託人数	委託解除人数	年度末委託人数
20年度	6	5	77	40	19	9	75
21年度	14	18	73	40	27	17	85
22年度	16	4	85	51	39	19	105
23年度	13	0	98	55	42	32	115
24年度	19	3	114	62	51	23	143

※福岡市登録里親に委託されている管外児を含まない。

管外里親に福岡市が委託している児童を含む。

※養育里親からファミリーホームへの措置変更は新規委託人数、委託解除人数に含まない。

(2) お盆ふれあい行事

児童養護施設や乳児院に入所中の子どもで、家庭の事情により、お盆に一時帰宅できない子どもに、あたたかい生活を体験させ、将来の家庭づくりに役立てることを目的に、お盆の数日間、ボランティアなどに子どもを一時的に委託します。また、行事を通して、養護問題や福祉についての理解を図っています。

区分	実施期間	実施児童人数	受入世帯数
22年度	8月12日～15日(4日間)	53	48
23年度	8月12日～15日(4日間)	32	28
24年度	8月12日～15日(4日間)	24	22

(3) 里親制度の広報啓発

① 里親研修の開催

	実施年月日	テーマ	場所	参加者	人数
1	H24.6.5	「告知とは愛を伝えることです」 岩崎 美枝子氏 大阪家庭養護促進協会	子ども総合相談センター	登録里親・ファミリーホーム養育補助者・行政関係者	68名
2	H24.10.13	「弁護士に聞く 里親として知っておきたいこと」 久保 健二氏 子ども総合相談センター 子ども緊急支援課長	子ども総合相談センター	登録里親・行政関係者	40名
3	H25.1.18	「こどもの行動上の問題の理解とその対応」 相澤 仁氏 国立武蔵野学院 院長	子ども総合相談センター	登録里親・ファミリーホーム養育補助者・施設職員・行政関係者	74名

② その他広報

平成24年度は出前講座を校区社会福祉協議会や学生等に対して13回開催（8回はNPO，5回はセンター）。

(4) 里親養育支援共働事業

里親制度の普及啓発推進と里親・里子への支援充実を図るため、「里親養育支援共働事業」としてNPOに委託し、共働で事業を行っている。

① 目的

NPO団体等の地域浸透力を生かし、里親制度の普及啓発を推進することにより、里親の開拓及び里親委託児童数の増加、里親・里子への支援の充実を図る。

② 事業内容

里親開拓のため、制度の理解や申込への援助、登録の促進を図るとともに、地域における里親・里子世帯への支援体制の整備・充実に向けた啓発活動を行う。

ア 市民フォーラムの開催

	実施年月日	テーマ	場所	人数
1	H24.9.15	講演「世界でいちばん貴いとなみ ～子どもはみな、親を必要としている～」 渡井 さゆりさん	あいれふ 福岡市婦人会館大研修室	222名
2	H25.2.23	講演「心の回復プロセスと里親」 津崎 哲郎さん	あいれふ 福岡市婦人会館大研修室	184名

イ 里親ミニ講座・里親サロン

年5回里親登録希望者を中心に里親に関する基礎的な講義を行う(平成24年度の受講延べ人数は85名)。また、里親サロンを年10回開催。里親や里親希望するものが集い、養育についての話し合いなど里親相互の交流を定期的に行い、里親相互の情報交換や養育技術向上などを図る(平成24年度の参加延べ人数は198名)。

ウ 里親・里子の支援体制づくり

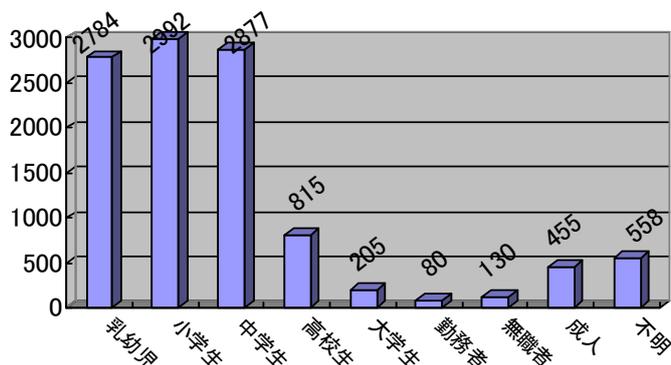
フォーラムや学習会などの参加者に協力アンケートを募り、人材の発掘・登録を行い、ニーズに応じた情報提供、紹介などを実施。里子の家庭教師や引越し、里親会の託児などの協力を得ることができる。

エ 里親委託等推進委員会の開催

- ・構成 福岡市里親会、福岡市乳児院児童養護施設協議会、福岡市民生委員児童委員協議会、福岡市社会福祉協議会、学識経験者、行政関係者等
- ・実施回数 年に3回（7月・11月・3月）

6 思春期相談事業

(1) 電話相談



思春期の子どもや保護者からの性(性感染症、避妊、妊娠、中絶など)やひきこもりなどをはじめとする思春期相談を24時間対応の電話相談で受けています。

平成24年度の電話相談は10,896件でしたが、その中で思春期の年齢(中学生から20歳未満)に関する電話相談は4,107件で、全体の37.7%を占めています。

(2) 女の子専用相談

子ども本人から思春期に関する相談電話を受けたときに、子ども自身が安心して相談できる体制をつくるために、女の子専用相談電話で女性相談員が対応しています。

平成24年度 女の子専用相談総数506件。

(3) ひきこもりに関する面接相談

電話相談の状況から希望者には面接相談で継続的な関わりや支援を行っています。

平成24年度のひきこもり・不登校に関する面接は47人： 234回

(4) 思春期集団支援事業(愛称「Peaceful」)

① 事業内容

心のケアを必要とする不登校やひきこもりに悩む思春期後半の子どもに対し、専門の見立てを行いながら、子どもを中心とした自立に向けた場を提供しながら総合的・専門的に集団支援を行っています。

② 場所及び日時

こども総合相談センター6階、週3回(月、火、木 13:00~17:00)

③ 対象児童

- ・対人緊張が強くひきこもりがちとなるため、同年代集団での活動が本人にとってプラスだと思われる。
- ・保健室登校や不登校などの状態で中学校を卒業し、その後ほとんど自宅で過ごしている。
- ・こども総合相談センターの個別相談者である。

④ 参加状況

区分	実施回数	参加者数
22年度	138	892
23年度	140	985
24年度	141	1,038

(5) 思春期保護者交流会

ひきこもりや対人面などの悩みを抱えている子どもの保護者間の情報交換や自助的な活動を支援する会。

平成24年度 実施回数4回 参加者延数48人 保護者会登録者数59人

(6) ひきこもり等子どもへの相談員派遣事業

① 事業内容

思春期後半（中学校卒業～20歳）のひきこもり状態の子どもの家庭に、思春期訪問相談員を派遣し、子どもの悩みの相談相手となり、ひきこもり状態の改善を図っている。

② 派遣対象家庭

思春期訪問相談員が訪問することでひきこもり状態の改善ができると思われる子どもで、訪問に対する保護者の了解があり、本人の強い拒否がないこと。

③ 派遣要件

保護者が在宅している時間で、原則として活動は家庭内とし、派遣回数は月2回程度、一回の活動時間は約2時間程度。

④ 思春期訪問相談員

思春期のひきこもり支援活動についての知識と理解があり、こども総合相談センター主催の養成講座を受講した者。

⑤ 派遣状況

区分	派遣状況		相談員 登録数
	実派遣数	延派遣数	
22年度	10	195	19
23年度	14	246	18
24年度	13	109	19

(7) 「思春期ひきこもり講演会」

テーマ：ひきこもり支援フォーラム「ぼくらの不登校・ひきこもり体験談」

日時：平成24年9月29日（土）13：30～16：30

場所：こども総合相談センター 7階視聴覚室

内容：体験談発表（5題）とパネルディスカッション

発表者：ピースフルOBで思春期訪問相談員の三村吉郎氏とその母、南里弘司氏とその父
思春期相談員 明石久美子氏

参加者：72人

(8) 思春期訪問相談員派遣事業に伴う研修

① 「思春期訪問相談員養成講座」 4回シリーズ

日時：平成24年5月23日、6月6日・20日・27日 18：30～20：30

場所：こども総合相談センター 7階研修室

内容：講義・ロールプレイ等

講師：藤林所長、臨床心理士 岡田健一、思春期訪問相談員 三村吉郎

参加者：61人（4回延参加者）

②「思春期訪問相談員研修会」

日時：平成25年3月1日 18:30～20:30
場所：こども総合相談センター 7階研修室
内容：SNS時代のコミュニケーションについての講義及び情報交換
参加者：29人

(9) 思春期ピアサポーター交流・研修会

ひきこもり等の同じ経験を持ちながら、支援活動しているピア（仲間）サポーターが、情報交換や交流を行うことで、より良い支援ができていくことを目的としています。

(平成24年度実績)

実施回数2回，参加者数 29人

内容：支援団体毎の活動状況報告，情報交換と交流

参加団体：BBS会，楠の会，九州大学こころとそだちの相談室，スクスク（グリーンバード），
ワンド，よかよかルーム，ピースフル（ピアスタッフ）他

(10) 地域思春期相談事業（ひきこもり地域支援センター）*九州産業大学への委託事業

① 事業内容

九州産業大学臨床心理センターに児童期のひきこもり地域支援センターを開設し，主に福岡市東部に居住する心のケアを必要とするひきこもりに悩む思春期及び青年期の子どもと保護者を対象に，相談と居場所活動を行っている。

② 居場所活動「ワンド」

九州産業大学臨床心理センター内で週3回（水，金，土 13:00～16:00）開設。

区分	居場所活動		相談件数
	実施回数	参加数	
22年度	140	1,072	184
23年度	136	1,068	254
24年度	137	1,256	324

(11) 思春期相談関連懇話会

思春期相談の現状や問題点について情報交換や検討を行うことで，関係機関や援助者の専門分野を超えたネットワークの構築ができることを目的として，思春期相談関連懇話会を設置しています。

平成19年度より，「ひきこもり支援」と「性の問題」をテーマに年間2回開催しています。

7 いじめ・不登校対策

(1) 不登校児童生徒学校適応指導教室「はまかぜ学級」の運営

①概況

ほぼ毎日通級する1組と週1～2日通級する2組の2クラス体制（定員40名）

1組・・・集団活動を中心に

2組・・・小集団活動・個別活動を通して

共通の活動内容として、朝の会・帰りの会・体験活動等

②入級生の推移

22年度	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規	10	0	0	1	0	4	1	2	1	4	1
計	10	10	10	11	11	15	16	18	19	23	24

年度末の動き 中3 14名（進学14名） 小6 1名

23年度	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規	9	0	0	1	2	0	0	1	1	2	3
計	9	9	9	10	12	12	12	13	14	16	19

年度末の動き 中3 8名（進学6名，その他2名）

24年度	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規	10	0	1	0	0	1	2	1	5	4	3
計	10	10	11	11	11	12	14	15	20	24	27

年度末の動き 中3 10名（進学10名）

③入級生内訳

ア はまかぜ学級入級児童生徒数

区分	小 学 生						中 学 生				計		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年		小計	
22年度	男子	0	0	0	0	1	1	2	0	6	8	14	16
	女子	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	8	8
	計	0	0	0	0	1	1	2	1	7	14	22	24
23年度	男子	0	0	0	0	0	1	1	0	3	7	10	11
	女子	0	0	0	0	0	0	0	2	5	1	8	8
	計	0	0	0	0	0	1	1	2	8	8	18	19
24年度	男子	0	0	0	0	0	1	1	1	7	5	13	14
	女子	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5	13	13
	計	0	0	0	0	0	1	1	1	15	10	26	27

イ クラス別入級児童生徒数

区分	小 学 生						中 学 生				計		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年		小計	
22年度	1組	0	0	0	0	0	1	1	0	5	10	15	16
	2組	0	0	0	0	1	0	1	1	2	4	7	8
	計	0	0	0	0	1	1	2	1	7	14	22	24
23年度	1組	0	0	0	0	0	0	0	2	6	7	15	15
	2組	0	0	0	0	0	1	1	0	2	1	3	4
	計	0	0	0	0	1	1	1	2	8	8	18	19
24年度	1組	0	0	0	0	0	0	0	1	12	8	21	21
	2組	0	0	0	0	0	1	1	0	3	2	5	6
	計	0	0	0	0	0	1	1	1	15	10	26	27

(2) 不登校支援活動事業（学校訪問）

学校における不登校問題への取り組みを支援する。

指導主事等が学校を訪問して、不登校生児童・生徒の支援計画書を基に、管理職、担任、スクールカウンセラー等と協議する場を持ち、支援方針を明確にし、連携しながら関わっていきます。

(3) 不登校児童生徒支援のための大学生相談員派遣事業

「大学生相談員（メンタルフレンド）派遣事業」

平成13年度からモデル事業として開始され、平成14年度から本格事業となった福岡市の単独事業です。事業の目的は、家庭にひきこもりがちで、不登校状態となっている小学校、中学校に在籍する児童生徒に対して、教育相談の一環として、児童生徒の兄、または姉に相当する世代で教育問題に理解と情熱を有する大学生及び大学院生を相談員として児童生徒の家庭に派遣し、ふれあいを通じて、ひきこもり児童生徒の悩みや不安を解消します。

22年度には306回、23年度には318回、24年度には405回の派遣を行っています。表情が明るくなったり、外出が可能になったりなどの効果が多くの子どもに見られます。また、学校に登校できるようになり、高等学校へ進学するなどの成果が上がっています。

(4) スクールカウンセラー派遣事業

スクールカウンセラー配置状況

この事業は、いじめ、不登校等の問題の解決及び防止を目的として中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図るとともに、教員の資質向上に資することを目的としています。

スクールカウンセラーは臨床心理士の資格を有する者から選考により教育委員会が任命しています。

本市においては、拠点校方式(中学校に配置されたスクールカウンセラーが校区内の小学校を併せて担当する)をとっており、中学校に配置してします。

職務内容は、①児童生徒、保護者へのカウンセリング ②カウンセリング等に関する教職員及び保護者への研修及び助言、援助 ③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集、提供 ④配置学校区内小学校へのカウンセリング支援 ⑤その他所属長が学校運営上必要と認めたものです。

区分	小学校	中学校	高等学校	計
22年度	0	67	4	71
23年度	0	67	4	71
24年度	0	67	4	71

(5) スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業

この事業は、児童生徒がおかれた様々な環境、複雑化した課題を解決するため、社会福祉・教育の専門的な知識、技術を有したスクールソーシャルワーカーが中心となり、関係機関との連携及び調整を行い児童生徒の環境改善を行うことを目的としています。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士の資格を有する者から選考により教育委員会が任命しています。

スクールソーシャルワーカーは、問題行動等の解決に向けて、児童生徒・保護者・学校・地域に対して環境条件・社会的人間関係把握のための聴取を行います。その内容をもとに、関係機関を含んだ関係者会議を行います。その際、スクールソーシャルワーカーは、支援計画書を作成し、コーディネーター役として支援を行います。

平成24年度は10名のスクールソーシャルワーカーを、いじめ・不登校などの問題行動等を多く抱える中学校区の小学校に配置し、関係機関と連携した支援体制を構築し、不登校児童生徒の削減を図っています。

スクールソーシャルワーカー相談件数

区分	養護	非行	育成	障がい	その他	合計
22年度	317	43	112	66	154	692
23年度	264	56	100	57	274	751
24年度	266	57	297	41	219	880

8 一時保護所（まりんルーム・ほっとルーム）の状況

(1) 一時保護の目的

- ①緊急一時保護 適当な保護者または宿所がないために子どもの身柄の保護が必要な場合。
虐待、放任などの理由により、子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合。
- ②行動観察 支援上の診断に役立てるために、日常生活における対人関係、生活習慣などの具体的な行動観察を行う場合。
- ③短期入所指導 家庭から一時的に引き離した指導が望ましい非行児や不登校児などを短期間保護してカウンセリングやグループワークなどで指導を行う場合。

これらの保護目的により、一時保護所に入所する子どもの年齢は、2歳から18歳未満までと幅が広く、その子どもや家庭環境、親子関係が抱える問題は、複雑多様化しています。

また、今までの一時保護所（まりんルーム）とは、別途に20年4月、集団生活が難しい子や高校生、中卒児などに少人数で個別的ケアを行うことを目的としたほっとルームを開設しました。

(2) 相談種別人数

区分	養護		非行	育成	その他	計
		虐待				
20年度	265 (19)	87 (8)	85 (10)	13 (2)	0 (0)	363人 (31)
	73.0 (61.3)	24.0 (25.8)	23.4 (32.2)	3.6 (6.5)	0.0 (0.0)	100.0% (100.0)
21年度	277 (35)	59 (8)	98 (11)	13 (1)	0 (0)	388人 (47)
	71.4 (74.5)	15.2 (17.0)	25.2 (23.4)	3.4 (2.1)	0.0 (0.0)	100.0% (100.0)
22年度	224 (14)	93 (5)	108 (9)	12 (2)	0 (0)	344人 (25)
	65.1 (56.0)	27.0 (20.0)	31.4 (36.0)	3.5 (8.0)	0.0 (0.0)	100.0% (100.0)
23年度	236 (9)	96 (8)	76 (9)	41 (12)	0 (0)	353人 (30)
	66.9 (30.0)	27.2 (26.7)	21.5 (30.0)	11.6 (40.0)	0.0 (0.0)	100.0% (100.0)
24年度	282 (31)	104 (14)	77 (5)	22 (5)	0 (0)	381人 (41)
	74.0 (75.6)	27.3 (34.1)	20.2 (12.2)	5.8 (12.2)	0.0 (0.0)	100.0% (100.0)

※()内の数値は、H20.4に開設したほっとルームの人数で内数です。

平成24年度の、一時保護実人員は381人、延べ人員は14,196人で実人員は23年度より増加していますが、延べ人員は減少しています。平成24年度一人あたりの平均保護日数が37.51日で、一日平均の保護人員は42.38人となっており、昨年に比べ保護日数が減っております。実人員を相談種別で見ると、「養護」が全体の74.0%と圧倒的に多く、次いで、「非行」(20.2%)、「育成」(5.8%)の順となっています。

(3) 年齢別人数

区分	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
22年度	72 (0)	98 (1)	107 (12)	67 (12)	344人 (25)
	20.9 (0.0)	28.5 (4.0)	31.1 (48.0)	19.5 (48.0)	100.0% (100.0)
23年度	90 (0)	129 (1)	80 (13)	54 (12)	353人 (26)
	25.5 (0.0)	36.5 (3.8)	22.7 (50.0)	15.3 (46.2)	100.0% (100.0)
24年度	81 (0)	129 (2)	105 (14)	66 (25)	381人 (41)
	21.2 (0.0)	33.9 (4.9)	27.6 (34.1)	17.3 (61.0)	100.0% (100.0)

※()内の数値は、H20.4に開設したほっとルームの人数で内数です。

(4) 一時保護後の支援状況

	帰宅	児童福祉施設	里親・ファミリーホーム	他児相・機関移送	その他	計
22年度	241 (10) 70.3 (40.0)	61 (4) 17.8 (16.0)	26 (6) 7.6 (24.0)	7 (2) 2.0 (8.0)	8 (3) 2.3 (12.0)	343人 (25) 100.0% (100.0)
23年度	244 (12) 67.8 (48.0)	67 (6) 18.6 (24.0)	34 (2) 9.4 (8.0)	10 (2) 2.8 (8.0)	5 (3) 1.4 (12.0)	360人 (25) 100.0% (100.0)
24年度	236 (25) 62.1 (59.5)	78 (13) 20.5 (31.0)	43 (1) 11.3 (2.4)	16 (0) 4.2 (0.0)	7 (3) 1.9 (7.1)	380人 (42) 100.0% (100.0)

※()内の数値は、H20.4に開設したほっとルームの人数で内数です。

一時保護後の子どもの処遇状況は、平成24年度は62.1%が一時保護後に帰宅し、児童福祉施設への入所になった子どもは20.5%、里親委託が11.3%と増加となっています。

(5) 一時保護所の生活

一時保護所に入所する子どもは、保護の目的からも察せられるように、家庭環境や親子関係に問題が多く、安定した家庭生活を送ってきた子ども達は少ないため、一時保護所では、家庭的な雰囲気の中で、子どもが落ち着いて生活できるような日課を組んでいます。

また、できるだけ束縛感を与えず、自由に楽しく活動できる時間を取り入れています。曜日や時間帯によって指導内容や指導方法を変え、生活にリズムを持たせるように配慮しています。

学齢児の場合、午前中は学習を行います。国・算・英の3教科を中心に教科書やドリルなどを使い、子どもの多様な能力を伸ばすようにしています。学習の始めには、百ます計算練習をして集中力を高めまします。午後は、スポーツとレクリエーション、自由時間が中心で、伸び伸びと行動できる時間としています。

全体の日課を通して、幼児には食事や洗面、排泄、衣服の着脱などの基本的な生活習慣を習得させ、学齢児には学習の習慣づけや昼夜逆転など乱れた生活リズムの改善、対人関係の取り方などを習得できるような指導内容を心がけています。

また、少人数で個別のケアを行うほっとルームについては、学習やスポーツなど、その日の状況に応じて柔軟に対応しています。日課については、まりんルームの学齢児に準じますが、スポーツの時間をずらしなど、まりんルームのこどもと接触しないような時間としています。

まりんルームの日課

学 齢 児	時刻	幼 児	児
起 床	7:00	起 床	床
洗面・体操	7:30	朝 食	食
朝 食	7:50	保 育	育
学 習	9:00		
計算練習	10:00	お や つ	つ
中学生=英語・国語・数学	11:30	保 育	育
小学生=国語・算数	11:30	昼 食	食
昼 食	12:00		
ス ポ ー ツ	13:00	午 入	睡
入 浴			浴
お や つ	15:00	お や つ	つ
自 由 時 間	17:30	自 由 時 間	間
夕 食	18:00	自 由 時 間	間
日 記 記 入			
自 由 時 間	20:00	就 床	床
小学生就床	21:00	着替え・洗面	
中学生就床	22:00		

(6) 所外活動実施状況

毎日の日課と併せて、グループワークなどを目的とした様々な所内外での活動を定期的実施しています。所内では調理実習やカレンダーづくり等を行い、所外では社会見学やハイキングなどに出かけています。特に「非行」で入所している子どもには、所外活動は情緒を安定させ、社会性を高めるための有効な指導方法となっています。

また、幼児については気分転換を図るため隣接する特別支援学校のグラウンドや公園、海岸などにできるだけ出かけるようにしています。

※所外活動実施回数

種 別	全日活動			種 別	半日活動		
	22年度	23年度	24年度		22年度	23年度	24年度
社 会 見 学	5	2	6	社 会 見 学	3	2	6
ハ イ キ ン グ	6	7	8	ハ イ キ ン グ	15	15	18
海 遊 び	0	3	5	所 外 ス ポ ー ツ	22	20	25
そ の 他	3	4	6	そ の 他	287	264	290
計	14	16	25	計	327	301	339

9 その他の事業

(1) 事件・事故等に関わる学校緊急支援事業

事件・事故等に児童生徒が巻き込まれ、身体的、心理的、行動面などに様々な反応を示すおそれが生じた時、児童生徒、保護者、教職員の心のケアのために相談員等が緊急に学校訪問し、支援しています。

(2) 非行防止活動

① 街頭指導活動

青少年の非行を未然に防止するため、センター職員と子ども生活指導員及び区役所職員の協働による街頭指導活動を実施しています。また、福岡県警少年サポートセンター職員（警察職員）と子ども生活指導員の協働による指導も実施しています。

ア 子ども生活指導員

非行防止に係る生活指導の促進を図るため、関係機関・団体からの推薦に基づき福岡市長が委嘱しています。

区分	保護司	民生委員 児童委員	区青少年 育成協議会	少年補導員	中学校 教諭	高校教諭			計
						私立	県立	市立	
人数	7	7	7	7	27	22	14	4	95

イ 街頭指導の実施状況

区分		午前	午後	夕方	計
回数	22年度	49	143	71	263
	23年度	23	166	55	244
	24年度	20	168	35	223
従事人員	22年度	184	529	261	974
	23年度	85	629	203	917
	24年度	86	658	135	879
指導人員総数	22年度	130 (72)	1,439 (547)	1,096 (412)	2,665 (1,031)
	23年度	75 (32)	1,744 (646)	579 (183)	2,398 (861)
	24年度	73 (22)	1,213 (388)	278 (73)	1,564 (483)

() 内は女の子で内数

*従事人員内訳

(単位:人)

区分	子ども 生活指導員	少年補導職員	センター 相談員	区役所職員等	計
22年度	440	64	227	243	974
23年度	436	49	204	228	917
24年度	388	52	189	250	879

※区役所職員は、各区非行防止対策推進員・地域振興課職員等です。

ウ 指導の状況

区分		刑法犯	不良行為	声かけ	計
未就学	22年度	0	0	16	16
	23年度	0	0	14	14
	24年度	0	0	6	6
小学生	22年度	1	0	217	218
	23年度	0	0	344	344
	24年度	0	0	272	272
中学生	22年度	0	5	780	785
	23年度	0	6	627	633
	24年度	0	2	432	434
高校生	22年度	0	14	1,580	1,594
	23年度	0	9	1,353	1,362
	24年度	0	10	827	837
その他 学生	22年度	0	1	19	20
	23年度	0	0	12	12
	24年度	0	0	9	9
勤労少年	22年度	0	0	12	12
	23年度	0	0	2	2
	24年度	0	2	1	3
無職少年	22年度	0	8	12	20
	23年度	0	6	25	31
	24年度	0	0	3	3
計	22年度	1	28	2,636	2,665
	23年度	0	21	2,377	2,398
	24年度	0	14	1,550	1,564

※刑法犯とは、刑法に触れる行為をしている者。
不良行為とは、怠学や喫煙等行為をしている者。

② 環境浄化活動

青少年を非行から守り健全に育成していくため、有害な環境の浄化活動や協力要請活動を行っています。

区分		有害 広告物	たまり場						計
			ゲーム	カラオケ	書店	飲食店	スーパー	その他 インターネット カフェ等	
排除・ 協力要請	22年度	5	133	123	45	22	5	38	371
	23年度	2	108	132	26	9	1	28	306
	24年度	1	155	177	17	8	2	34	394
撤去	22年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	23年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	24年度	0	0	0	0	0	0	0	0
計	22年度	5	133	123	45	22	5	38	371
	23年度	2	108	132	26	9	1	28	306
	24年度	1	155	177	17	8	2	34	394

(3) 児童福祉審議会処遇困難事例等専門部会

① 経緯

平成10年4月の児童福祉法一部改正により児童福祉審議会（専門部会）を設置。近年の虐待等の深刻な問題に適切に対処するとともに、入所措置等の客観性を図る観点から、児童福祉審議会に法律・医学等の専門家からなる専門部会を設け、児童相談所長が施設入所等の措置を行う際、専門部会の意見を聴くこととなった。（児童福祉法第27条第6項）

② 趣旨

児童相談所における処遇決定の客観性と専門性の向上を図ることにより、児童の最善の利益を確保しようとするものであり、次の要件のいずれかに合致する場合、専門部会の意見を聴かなければならない。

- ・児童もしくはその保護者の意向が児童相談所の措置方針と一致しないとき。
- ・児童相談所長が必要と認めるとき。

ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ審議会の聴くいとまがない時はこの限りではない。この場合、採った措置について速やかに児童福祉審議会に報告しなければならない。（児童福祉法施行令第32条）

③ 運営等

- ・委員数 5名
- ・開催数 概ね毎月1回

④ 里親認定

養育里親、養子縁組里親、専門里親、親族里親の認定について、処遇困難事例等専門部会において適否の意見聴取を行っている。

また、平成21年度から制度化された小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の指定についても意見聴取を行っている。

(4) 広報・啓発活動

① ホームページの公開

URL(アドレス) <http://www.city.fukuoka.lg.jp/egaokan/>

② 小冊子「わが子を見つめる」の発行

小学校及び中学校の卒業児を持つ保護者を対象に、こどもの健全育成の推進を目的とした育児のヒントとなる小冊子を発行。

- ★中学生版 15,700部
- ★10代後半版 14,900部

③ 出前講座等の実施 ※（ ）内は出前講座のテーマ

地域からの依頼により、市の取り組み等を直接説明に出向きます。

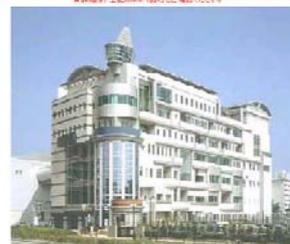
- ★里親制度（里親のこと知ってください） 13回
- ★心の発達（こどもの心の発達とその理解） 10回
- ★虐待防止（ストップ・ザ虐待） 3回



子ども本人や家族関係者からの複雑・多様化してきている相談などに総合的に対応するため、児童相談所、青少年相談センター、育児10番及び教育相談部門を統合して開設されました。窓口の一元化による利便性の向上と専門性の強化を図り、関係機関とも適切に連携しながら、総合的・専門的の対応・支援を図ります。



相談の電話はTel 833-3000、女の子専用電話はTel 833-3001
※詳細は上記Webページをご覧ください。



●施設の構造・規模
敷地面積：16,121.81平方メートル
建築面積：2,097.81平方メートル
延床面積：12,373.92平方メートル
構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
階数：地下1階、地上7階建

第 3 特 集

「児相常勤弁護士と虐待対応の現場」

こども緊急支援担当課長 久保 健二

全国初！児相常勤弁護士の誕生秘話

平成23年4月、当センターでは、全国に先駆けて児童相談所に常勤弁護士を配置しました。

これまでも、契約弁護士が、職員からの法律相談を月2回受けたり、個々の事案に際して必要な場合に保護者との面接に同席したり、家庭裁判所への申立てを援助したりと弁護士との部分的な連携はありました。

しかし、平成21、22年当時、当センターの受け付けた児童虐待相談はおよそ500件、600件と急増しました（それまでは毎年およそ300件～350件程度）。

また、それまで年30件程度だった職権一時保護（保護者の意思にかかわらず児相の判断で子どもを一時保護するもの）も、平成21、22年には、およそ50件、70件と急増し（ちなみに、平成23、24年度は、80件、87件）、これに伴い、一時保護をした子どもの保護者との対応も困難を極めました。

さらには、その当時、虐待による子どもの死亡事例が相次ぎました。

このような事態を受けて、当センター（特に児童虐待対応の現場）は、これまでのような部分的な弁護士との連携ではなく、法的問題について全面的に弁護士の支援を受けることの必要性を感じ、常勤弁護士が配置されるよう動き始めました。

市内部では、弁護士が児相に常勤職員として来てくれるのか懐疑的な見方もありましたが、これからの虐待対応には常勤弁護士が是非必要なのだという当センター虐待対応課長の確信に満ちた熱意等により、全国初の児相常勤弁護士は誕生することになったのです。

常勤弁護士は早い！気軽！便利！👉活躍の裏には・・・

常勤弁護士が日常的にやっている業務は、

- ・対応が困難な保護者との面接に同席して法的観点からの説明をする
- ・保護者に対する一時保護の告知のための家庭訪問に同行する
- ・職員からの法律相談に迅速に対応する
- ・家庭裁判所への申立ての書面を作成する
- ・子どもの処遇に関する会議等に参加して法的観点から意見を述べる
- ・センター職員や里親さんたちの研修で講義する
- ・センター職員に向けて子どもに関わる基本的な法律知識を定期的に配信する

等々です。

この他にも、虐待対応の人数が足りないときは一職員として一時保護に同行したり、外勤のため職員が出払ってしまうことの多い虐待対応課の電話番を務めたりといったこともやっています。

当センター内における常勤弁護士の評判は上々で、これまでは法的対応で行き詰まることもあったが、ごく身近にいる常勤弁護士にすぐに聞けるので業務が滞ることなく迅速に進められるようになったとか、これまで気軽に聞けなかった法律上の簡単な質問が気軽に聞けるようになったとか、親権者に対して法的確信をもって毅然と対応できるようになったとか、とにかく便利になったという声が多いようです。

また、児童虐待事案が急増する中で、児童相談所の権限を強化する目的で児童虐待に関連する法律が次々と改正され、その条文は複雑なものになってしまいました。

児童相談所の職員は、虐待の現場対応（一時保護、家庭・学校訪問、子どもや保護者との面接等々）に多くの時間を割かなければならないのに、一方で改正された法律にも適切に対応しなければならないため、法律の適用・解釈や家庭裁判所への申立て等大変な思いをしていました。そこで、常勤弁護士が、餅は餅屋ということでこれら法的問題を全面的にバックアップすることで（家庭裁判所への申立て：平成23年度9件、平成24年度14件、審査請求：平成24年度6件のすべてに関与）、職員は虐待の現場対応に専念できるようになりました。

以上のとおり、常勤弁護士誕生から2年が経過する中で、常勤弁護士の存在は今や当センターにおいて必須のものになりました。

とはいえ、常勤弁護士がここまで活躍（あくまで黒子的にですが）することができるようになったのは、まさに昼夜を問わず子どものために奔走する当センターの職員の情熱と当センター所長を始めとして常勤弁護士を支えようとする力があつたればこそであり、ただ弁護士一人の力ではなしえなかったと思います。

児童虐待対応の現場から ～厳しさと喜びと～

報道されない現場のすがた

虐待対応をしていると様々な場面に出会いますが、個人情報との関係もあってよほど重篤な事案（例えば、死亡や重傷事例）でなければ報道されることはありません。

しかし、報道されないその他多くの事案にこそ、虐待対応の現場の真の姿があると思います。そこで、ごくわずかですが、虐待対応の現場を、生の声とともに紹介します。

「何でこうなったのか分からない」

乳幼児の身体的虐待、例えば、乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）や骨折が発見されたため、その子の保護者に会って原因を聞いても、「分からない」という方が多いです。たとえ心当たりがあっても不注意でそうだったので虐待ではないと言われます。

たしかに、SBSの場合は、赤ちゃんを泣き止まそうと強く揺さぶってしまい、結果的にSBSの兆候である硬膜下出血、意識障害を惹き起こすことがあります。このときの保護者は、子どもにSBSを生じさせようと思ってやっているわけではなく、強く揺さぶることの危険性も認識していないので、「分からない」又は虐待とも思っていないというわけです。

しかし、発達の未熟な赤ちゃんを強く揺さぶること自体、暴行にあたり、その結果、SBSを惹き起こせば傷害罪となりうる重大な事件ですし、「分からない」ではすまされません。

ただし、乳児の場合は話ができないので、両親が否認すると立証が困難になり、刑事事件として立件されないこともしばしばです。

他方、骨折の場合は、保護者が、いくら「分からない」とか、不注意等と言っても、法医学鑑定によって、第三者の故意による骨折との判定が出れば、身体的虐待ありと判断して子どもを施設入所等させることがあります。親権者がこれに反対すると、家庭裁判所に承認を得なければなりません。ここで、常勤弁護士が担当者に対して必要な資料の収集を示唆したり、申立書を作成したりと出番を迎えることになります。この場合も、乳児の場合、両親が否認すると立証が困難になり、刑事事件として立件されないことが多いです。

「しつけのために叩くのは虐待じゃない」

体罰肯定派の保護者は、皆さん判を押したように、「悪いことをしたんだから叩かれて当然」「こいつが犯罪者にならんようにしつけのために叩くのは虐待じゃない」「叩かんでこいつが犯罪者になったらあんたたち責任とれるんか」「自分も叩かれて育った」等と言われます。また、このような保護者は「ぼこぼこにするぞ」「施設にやるぞ」等の暴言を子どもに浴びせることもあります。

この方々は、自分の行為が現在の法律では虐待に当たると分かっているにもかかわらず、子どものしつけのためという信念を持っているので、弁護士が法律上虐待に当たるとを説明してもなかなか理解が得られません（とはいえ、このような保護者も虐待の犠牲者であり、この方たちを責める又は罰するだけでは虐待防止のためには何の解決にもなりません）。

しかし、叩く等の暴力や脅す等の暴言でもってしつけをしようとしても結局うまくいかないですし、子どもが暴力を受けることで物事を何でも暴力で解決しようとするなど悪影響の方が多いため、しつけだといって暴力や暴言に向かうのはまったく論理性がなく、子どもを守る立場からはまったく許されない行為です。

また、いくら児童相談所から指導しても暴力等が収まらなければ、重篤な結果を生じる前に保護者と子どもを分離することもあります。

「そんなことをするはずがない」

虐待の種別の中で、最も比率が低い（児童相談所が対応する虐待件数のうち約3%）のが性的虐待です。

性的虐待は密室で行われ、また加害保護者が実際に性的虐待を受けている子どもを支配し、口止めをすることもあり、外部に明らかになることは少ないのです。そのため統計で明らかになっている性的虐待の数は氷山の一角にすぎません。

また、加害保護者は必ずと言ってよいほど否認しますし、その非加害保護者（多くは母親）も子どもよりも加害保護者を守ろうとするので、「そんなことをするはずがない」と考えがちです。

そのようなときは、性的虐待の有無の判断は子ども本人の話に負うところが多く、子どもが具体的に性的虐待のあったことを話してくれることが重要になります。しかし、被害者である子どもは、自分が話すことで家庭内の不和を引き起こすことを恐れたり、加害保護者の支配から抜け出せなかったりして被害の内容をなかなかはっきりと語ろうとしな

いこともあります。もちろん、妊娠してしまったとか、性感染症が認められた場合はこれらが客観的な証拠となり、性的虐待、さらには強姦等犯罪の認定につながっていきます。

そして、性的虐待の場合は、加害保護者が否認し続けることが多いので、結局、家庭裁判所の承認を得て保護者と子どもを分離することが少なくありません。さらに、重篤なケースでは親権喪失の申立てを行うこともあります（平成24年度は、福岡市において初めて親権喪失の申立てを行い、認容されています。）。

「私はちゃんと子どもを育てています」

子どもを叩く等しなくても子どもの養育が適切ではない保護者もいます。

生活費を稼ぐために風俗店で働き、深夜に幼児だけで過ごさせる保護者。薬物の影響等による精神障害を持っているため養育能力が低い保護者。祖父母、父母と何世代にもわたる家庭内の文化により、積極的に子どもを学校に行かせようとせず、自ら働こうとせず、自堕落な生活に浸る保護者。

このような保護者たちは、児童相談所等から養育態度を改善するよう粘り強く指導をしても、「生活のために仕方ない」とか、「自分の親も又自分自身も同じ生活をしてきた」とか、「私はちゃんと子どもを育てています」等と述べて、生活改善に向かうことが難しいです。

もちろん、中には周囲の支援を受けることで生活改善に努められる方もいます。

このような保護者に、粘り強く養育態度の改善を指導しても改善が認められない場合は、子どもを一時保護することもあります。

しかし、その子どもたちは、そもそも保護者から虐待を受けていたという自覚がないため、保護者の下に戻ることを望むことも少なくありません。

「優しいお家がいい」

身体的虐待を受け、一時保護された子ども（就学前）が、ケースワーカーに打ち明けた言葉です。

このような言葉を聞くと、身体的虐待はもちろん、密室の家庭の中でどれだけ小さな心を傷つける扱いをなされていたかに胸が痛みます。この子どもは、現在は「優しいお家」で元気に暮らしています。

また、一時保護所は、家庭にいたときのように自由には生活できないため、子どもは早く出たいと言うのが通常感覚だと思いますが、「ここにずっといる」とか、ご飯が食べられるということで「ここは極楽だ」と話す子どもたちが少なからずいます。このように親元を離れた方が安心や居心地の良さを感じるのには、家庭内における放任や親との愛着関係（愛情の有無ではなく、信頼関係、絆といえるもの）の希薄さゆえです。

以上の他にも、虐待対応の現場では報道されない多くの虐待事案が発生し、その対応に追われていますが、一時保護をした際の保護者の「返せ！」「誘拐やないか！」などの怒号に直面しながらも「返せません」「法律に基づいた適法な行為なので誘拐ではありません」など保護者との厳しいやりとりは何度やっても緊張感があります。

また、児童虐待防止のために子どもに関わる諸機関との連携が叫ばれている昨今ですが、各機関の考え方の違いから連携がうまくいかないこともままあります。

虐待対応の元気の素は・・・

保護者との厳しいやりとりや関係機関との連携等虐待対応の現場は、つらい思いをすることも少なからずあります（私だけかもしれませんが・・・）。

しかし、ネグレクトのため保護した子どもが施設等に行った後に急速に発達し、知的能力を伸ばしたり、身体的虐待を受けて一時保護された子どもたちが当初は笑顔どころか表情も硬かったのが、時間が経つにつれて無邪気な笑顔を見せたりすることがあります。

これらの成長や笑顔は本来子どもたちが持っているものなのですが、私たちの活動によりこれらを取り戻すことができたことに心から嬉しくなり、「自分たちのやってきたことは間違っていなかった」、「子どもたちを守ることができた」との思いがこみ上げてきて、また次の虐待事案に確信を持って対応していくことができます。

私たちの元気の素は、子どもたちの当たり前前の成長や笑顔です。

全国に広がってほしい

常勤弁護士は当センターにとって必須なものとなりましたが、全国の児童相談所でもその有用性は変わらないと思います。そして、児童相談所に常勤弁護士が配置されることは、一重に児童相談所のためだけでなく、ひいては児童福祉の基本理念である子どもたちの健全な育成につながっていくのだと確信しています。

そこで、児童相談所に弁護士が常勤する体制が全国でもっと広がってほしいと思っています。

第4 資 料 集

1 福岡市の人口と子どもを取りまく環境

(1) 行政区別児童人口 (平成25年4月1日現在推計人口)

区分	面積 (km ²)	人口 (人)	児童人口 (人)	児童人口比率 (%)
全 市	341.70	1,494,978	241,135	16.1
東 区	68.36	297,895	51,466	17.3
博 多 区	31.47	219,449	28,550	13.0
中 央 区	15.16	185,035	22,863	12.4
南 区	30.98	251,637	41,944	16.7
城 南 区	16.02	128,899	20,233	15.7
早 良 区	95.88	213,446	39,000	18.3
西 区	83.83	198,617	37,079	18.7

※児童・・・18歳未満。

資料：総務企画局企画調整部統計調査課

※児童人口は平成25年3月31日現在住民基本台帳及び外国人登録人口です。

(推計人口と算出方法が違うため差異があります。)

(2) 行政区別保育所・幼稚園・学校数 平成24年5月1日現在

(保育所・保育園のみ平成25年4月1日現在)

区分	保育所・ 保育園	幼稚園	小 学 校		中 学 校		高等学校	特別 支援学校
			総数	特別支援 学級設置校	総数	特別支援 学級設置校		
全 市	209 (17)	127 (2)	149	119	82 (0)	56	41	10
東 区	47 (5)	21	29	24	16	12	8	1
博 多 区	32 (1)	12	18	16	11	8	5	2
中央区	17	17	16	10	10	4	6	1
南 区	30 (3)	25	26	23	14	11	8	2
城南区	18 (3)	14 (1)	11	8	6	5	3	—
早良区	31 (3)	23 (1)	26	20	11	8	5	2
西 区	34 (2)	15	23	18	14	8	6	2

※保育所は、市内の認可保育所数

資料：子ども未来局保育課、教育委員会企画課

幼稚園・各学校は市内の国立・公立・私立の校数。(高等学校は定時制・通信制を含む実校数)

[] は分園で内数。

() は分校で内数。

< > は休校(園)で内数。

2 児童福祉施設等一覧



児童福祉施設等と記号					
児童福祉施設等	記号	数	児童福祉施設等	記号	数
こども総合相談センター	■	1	医療型児童発達支援センター (肢体不自由児通園施設)	▲	1
区役所 (家庭児童相談室)	●	7	医療型障がい児入所施設 (重症心身障がい児施設)	★	1
乳児院	◆	2	心身障がい福祉センター (あいあい) 児童発達支援センター 〔知的障がい児部門 難聴幼児部門 視覚障がい児部門 医療型児童発達支援センター 肢体不自由児部門〕	□	1
児童養護施設	○	3			
福祉型障がい児入所施設 (知的障がい児施設)	☆	1			
児童発達支援センター (知的障がい児通園施設)	△	4			
福祉型障がい児入所施設 (ろうあ児施設)	⊗	1	東部療育センター 西部療育センター 児童発達支援センター 〔知的障がい児部門 肢体不自由児部門〕	+	2
福祉型障がい児入所施設 (盲児施設)	◇	1			

(1) 乳児院

※()内の数値は暫定定員

施設名	定員	入通所見数	住所	郵便番号	電話番号	FAX番号
福岡乳児院	45	26	福岡市博多区西春町 1 丁目 1-14	812-0873	092-573-7025	092-593-6661
福岡子供の家 みずほ乳児院	20	15	福岡市城南区樋井川 6 丁目 24-16	814-0153	092-871-6172	092-871-6173
清心乳児園	20	1	三井郡大刀洗町大字山隈 377	830-1226	0942-77-3132	0942-77-4127

(2) 児童養護施設

福岡育児院	81	69	福岡市東区原田 2 丁目 11-13	812-0063	092-621-2241	092-629-5529
福岡子供の家	87	71	福岡市早良区大字西 1 番地	811-1131	092-803-1217	092-803-1218
和白青松園	106	86	福岡市東区三苦 2 丁目 30-1	811-0201	092-606-2109	092-607-7421
嘉麻学園	80(79)	1	嘉麻市大字漆生 2347-1	820-0201	0948-42-0309	0948-42-8374
若葉荘	60(59)	12	糟屋郡久山町大字猪野 1610-59	811-2503	092-976-0171	092-976-0171
奥浦慈恵院	40	2	長崎県五島市平蔵町 2442-1	853-0051	0959-73-0055	0959-73-0076
鷹巣学園	35	2	大分県玖珠郡玖珠町大字帆足 151	879-4403	0973-72-2324	0973-72-6324
久留米天使園	80(71)	1	久留米市御井町 2187	839-0851	0942-43-3418	0942-43-1761
清心慈愛園	60(58)	8	三井郡大刀洗町大字山隈 377	830-1226	0942-77-1538	0942-77-3810
聖母園	35(33)	3	佐賀県唐津市鎮西町馬渡島 1638	847-0405	0955-82-9009	0955-82-9795
俵山湯の家	40	2	山口県長門市俵山 4827-1	759-4211	0837-29-0831	0837-29-0900
龍山学苑	56	2	熊本市龍田 6-3-60	861-8006	096-338-0845	096-338-0656
済昭園	50	3	佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲 3443	849-1425	0954-66-2138	0954-66-2324
八代ナザレ園	60	1	熊本県八代市通町 10-32	866-0856	0965-32-2926	0965-32-2946

(3) 情緒障がい児短期治療施設

筑後いずみ園	50(28)	4	筑後市下北島 210	833-0034	0942-52-2404	0942-53-6583
大村椿の森学園	40	3	長崎県大村市上諏訪町 1088-2	856-0023	0957-48-5678	0957-50-1225
若竹学園	30	2	香川県高松市中山町 1501-192	761-8004	087-882-1000	087-882-1160
津島児童学院	30(19)	1	岡山市北区いずみ町 3-12	700-0012	086-252-2185	086-256-8040

(4) 児童発達支援センター

ゆたか学園	50	53	福岡市城南区大字東油山 161-2	814-0155	092-861-2990	092-861-3008
東部療育センター	70	76	福岡市東区青葉 4-1-1	813-0025	092-410-8234	092-691-3510
しいのみ学園	30	29	福岡市南区井尻 1 丁目 37-12	811-1302	092-572-7519	092-572-7519
めばえ学園	40	45	福岡市博多区半道橋 1 丁目 17-1	812-0897	092-474-0505	092-474-1148
心身障がい福祉センター (知的障がい児部門)	30	39	福岡市中央区長浜 1 丁目 2-8	810-0072	092-721-1611	092-712-5918
心身障がい福祉センター (難聴幼児部門)	30	21	福岡市中央区長浜 1 丁目 2-8	810-0072	092-721-1611	092-712-5918
西部療育センター	70	77	福岡市西区内浜 1 丁目 5-54	819-0005	092-883-7161	092-883-7163
joyひこばえ	30	32	福岡市博多区上川端 6-10	812-0026	092-271-1588	092-271-1587
熊本県ひばり園	36	1	熊本市東区長嶺南 2-3-2	861-8039	096-382-1939	096-385-7974

(5) 医療型児童発達支援センター

あゆみ学園	40	48	福岡市南区屋形原2丁目23-2	811-1351	092-566-5666	092-566-5695
心身障がい福祉センター (肢体不自由児部門)	40	26	福岡市中央区長浜1丁目2-8	810-0072	092-721-1611	092-712-5918

(6) 福祉型障がい児入所施設

知的障がい児施設						
若久緑園	80	40	福岡市南区若久2丁目3-51	815-0042	092-551-4011	092-551-4012
小郡学園	60	1	三井郡大刀洗町大字甲条1828	830-1212	0942-77-2789	0942-77-4278
穂波学園	120	21	飯塚市大字庄司1150	820-0051	0948-22-3022	0948-24-0142
桜園 児童部	20	1	筑後市大字西牟田6365-4	833-0053	0942-53-8342	0942-53-9733
月の輪学園	30	1	築上郡上毛町大字原井84-1	871-0926	0979-72-2181	0979-72-4241
ろうあ児施設						
新開学園	20	5	福岡市早良区飯倉5丁目15-1	814-0161	092-871-1970	092-871-8730
金町学園	30	1	東京都葛飾区水元3-13-8	125-0032	03-3607-0786	03-3607-0845
盲児施設						
生明学園	20	1	福岡市早良区飯倉5丁目15-1	814-0161	092-871-1970	092-871-8730

(7) 医療型障がい児入所施設

肢体不自由児施設						
粕屋新光園	110	4	糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目2-1	811-0119	092-962-2231	092-962-3113
ゆうかり学園	60	2	久留米市田主丸町石垣1200-2	839-1212	0943-73-0152	0943-73-0524
佐賀整肢学園(ひまわり園)	40	1	佐賀市金立町大字金立2215-27	849-0906	0952-98-2211	0952-98-3391
北九州市立総合療育センター	60	1	北九州市小倉南区春ヶ丘10-2	802-0803	093-922-5596	093-952-2713
長崎県立こども医療福祉センター	60	1	長崎県諫早市永昌東町24-3	854-0071	0957-22-1300	0957-23-2614
重度心身障がい施設						
福岡病院	120	5	福岡市南区屋形原4丁目39-1	811-1394	092-565-5534	092-566-0702
福岡東医療センター	120	2	古賀市千鳥1丁目1-1	811-3195	092-943-2331	092-943-8775
第二ゆうかり学園	90	4	久留米市田主丸町石垣1200-2	839-1212	0943-73-0152	0943-73-0524
肥前精神医療センター	80	1	佐賀県神埼郡吉野ヶ町三津160	842-0192	0952-52-3231	0952-53-2864
東佐賀病院	160	1	佐賀県三養基郡みやき町原古賀7324	849-0101	0942-94-2048	0942-94-3137
若楠療育園	80	1	佐賀県鳥栖市弥生ヶ丘2-134	841-0005	0942-83-1121	0942-83-1755
佐賀整肢学園(たんぽぽ園)	120	1	佐賀市金立町大字金立2215-27	849-0906	0952-98-2211	0952-98-3391

(8) 児童自立支援施設

福岡学園	60(37)	8	筑紫郡那珂川町大字後野279-2	811-1241	092-952-2621	092-952-2622
虹の松原学園	22(18)	1	佐賀県唐津市浜玉町浜崎2137	849-5131	0955-56-6654	0955-56-6614
きぬ川学院	70	1	栃木県さくら市押上288	329-1334	028-682-2448	028-682-3451

(9) 自立援助ホーム

かんらん舎	6	3			092-405-7808	092-400-7678
せんだんの家	13	1			022-719-5948	022-719-5948

3 子どもの問題に関する主な相談機関

	名 称	電 話 番 号	住 所 (設置場所等)	受 付 時 間 等
福岡市関係	こども総合相談センター	833-3000 833-3001(女の子専用)	中央区地行浜2-1-28	24時間 (年末年始除) 9:00 ~ 17:00 (")
	各区家庭児童相談室	東区 645-1072 博多区 419-1084 中央区 718-1104 南区 559-5124 城南区 833-4104 早良区 833-4357 西区 895-7069	各区保健福祉センター内	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	子ども家庭支援センター (子どもの村福岡)	737-8656	中央区今川2-14-3 3ビル2F	17:00 ~ 20:00 (月火木金) ※年末 10:00 ~ 17:00 (土日祝日) 年始除
	こころの健康相談 (福岡市精神保健福祉センター)	737-8826	中央区舞鶴2-5-1 あいれふ6F	10:00 ~ 16:00 (月~金)
	発達教育センター	845-0015	中央区地行浜2-1-6	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	心身障がい福祉センター (あいあいセンター)	737-8771	中央区長浜1-2-8	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	西部療育センター	883-7186	西区内浜1-5-54	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	東部療育センター	410-8234	東区青葉4-1-1	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	発達障がい者支援センター (ゆうゆうセンター)	845-0040	中央区地行浜2-1-6 発達教育センター2F	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	アミカス相談室	526-3788	南区高宮3-3-1	10:00 ~ 17:00 (月~土) 10:00 ~ 16:30 (日・祝) 10:00 ~ 20:00 (第2,第4月曜)
県内児童相談所	福岡県福岡児童相談所	586-0023	春日市原町3-1-7	筑紫野市, 春日市, 大野城市, 太宰府市, 糸島市, 筑紫郡, 糟屋郡(新宮町除)
	〃 宗像児童相談所	0940-37-3255	宗像市東郷5-5-3 宗像自治会館内	中間市, 宗像市, 古賀市, 福津市, 宮若市, 糟屋郡 新宮町, 遠賀郡, 鞍手郡鞍手町
	〃 田川児童相談所	0947-42-0499	田川市弓削田188	直方市, 飯塚市, 田川市, 嘉麻市, 鞍手郡小竹町, 嘉穂郡, 田川郡
	〃 京築児童相談所	0979-84-0407	豊前市大字八屋2007-1	行橋市, 豊前市, 京都郡, 築上郡
	〃 久留米児童相談所	0942-32-4458	久留米市津福本町字金丸281	久留米市, 朝倉市, 八女市, 筑後市, 大川市, 小郡 市, うきは市, 朝倉郡, 三井郡, 三潴郡, 八女郡
	〃 大牟田児童相談所	0944-54-2344	大牟田市西浜田町4-1	大牟田市, 柳川市, みやま市
	北九州市子ども総合センター	093-881-4556	北九州市戸畑区汐井町1-6	北九州市
県関係等	心の健康相談電話 (県精神保健福祉センター)	582-7400	春日市原町3-1-7	9:00 ~ 12:00 (月~金) 13:00 ~ 16:00
	ハートケアふくおか (福岡少年サポートセンター)	841-7830	中央区地行浜2-1-28 こども総合相談センター内	9:00 ~ 17:45 (月~金)
	薬物110番	641-4444	博多区東公園7-7 県警本部内薬物銃器対策課	24時間
	妊婦さん・赤ちゃん ・子ども・思春期電話相談 (福岡県看護協会)	642-0110	東区馬出4-10-1	9:00 ~ 17:30 (年末年始除)
	心の電話ー福岡	821-8785	福岡県地域精神保健協議会	13:00 ~ 17:00 (火木金)
	子どもホットライン24	641-9999	博多区吉塚本町13-50	24時間
	教育庁義務教育課 教育相談室	643-3929	博多区東公園7-7	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	家庭教育相談 「親・おや電話」 (県立社会教育総合センター)	947-3515	糟屋郡篠栗町大字金出3350-2	9:00 ~ 21:00 (月~土) (第2月・第4土・祝日除)
その他	九州大学心理教育相談室	642-3144	東区箱崎6-19-1 総合臨床心理センター心理教育 相談部門	10:00 ~ 17:00 (火~金) 10:00 ~ 12:00 (土)
	福岡大学臨床心理センター	871-8056	城南区七隈8-19-1	10:00 ~ 19:00 (水) 10:00 ~ 17:00 (月火木金土)
	福岡女学院大学 臨床心理センター	575-2490	南区日佐3-42-1	10:00 ~ 12:00 (月~金)

4 こども総合相談センター設置の経緯

●平成2年

◆市長公約事業

こども夢パーク

こども総合相談センター

こどもアメニティプラン

◆「こども21世紀夢プラン構想」

●平成5年6月 「こども21世紀夢プラン基本方針」策定

こども総合相談センターは全市レベルの心の拠点と位置づけ

●平成9年4月 「こども総合相談センター基本構想検討委員会」設置（全4回開催）

●平成10年3月 「こども総合相談センター基本構想」策定

●平成10年7月 「こども総合相談センター基本計画策定委員会」設置（全4回開催）

●平成12年3月 「こども総合相談センター基本計画」策定

●平成12年 「基本設計」

●平成12年9月 「実施設計」

●平成13年10月 「着工」

●平成15年1月 「建物竣工」

●平成15年5月 「開館」

福岡市児童相談所、青少年相談センター及び教育委員会教育相談部門を統合し、子どもの問題に総合的に対応する施設として平成15年5月5日に開館しました。



児童の権利に関する条約

(こどもの権利条約)

この条約は、1978年(昭和53年)2月に、ポーランドによって国連の第34回人権委員会に提案されました。11年間にわたる議論ののち、「児童の権利宣言」30周年、「国際児童年」10周年の記念すべき年にあたる1989年(平成元年)、第44回国連総会において採択されました。そして翌年の1990年(平成2年)に発効しました。わが国でも1994年(平成6年)3月に国会で承認されました。

この条約は、児童の基本的な人権について国際的な標準を示し、条約を批准した各国政府が負うべき義務を明らかにしています。

3部構成、54条からなり、18歳未満のすべてを対象とし、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、あくまで「権利の主体」ととらえています。

また、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障についての権利、教育についての権利等の児童の権利を定め、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重され、確保されるように規定しています。

子どもの権利条約とは、世界中の子どもが元気に幸せに生きていけるように、子どもの人としての権利や自由を守るために必要なことを定めた国際条約です。

大きく分けて次の4つの権利を守ることを定めています。

生きる権利

子どもはどのような差別も受けずに大切にされます。また、健やかに成長し、あらゆる可能性を開花させることができます。

育つ権利

子どもは教育を受け、自由に時間を過ごしたり、遊んだりできます。

守られる権利

子どもは、あらゆる種類の暴力などから守られます。また、障がいのある子どもなどは、とくに守られます。

参加する権利

子どもは自由に意見を言ったり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできます。

福岡市こども総合相談センター事業概要

発行年月：平成25年10月

発行者：福岡市こども総合相談センター

所在地：〒810-0065

福岡市中央区地行浜2丁目1-28

電話：092-832-7100

FAX：092-832-7830

HP(URL)：www.city.fukuoka.lg.jp/egaokan/

印刷：身体障がい者通所授産施設 清水ワークプラザ

毎月1～7日は

い～な ふくおか・子ども週間♡



毎月1～7日は、個人、企業（職場）、地域など、それぞれの立場でできることに取り組んで、子どもや子育てに優しいまち“ふくおか”を目指しましょう!!

福岡市では、平成19年4月から、毎月1～7日を“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”と定めています。

これは、すべての人が、日ごろから子どもたちの健やかな成長を考える“きっかけ”とするため、この週の少なくとも1日は、個人や企業（職場）、地域などに、子どものためにできる取り組みを呼びかけ、社会全体で子どもたちをしっかりとバックアップする意識を盛り上げていく運動です。

例えば、個人では、いつもより早めに仕事を終えて家族そろって晩ご飯を食べたり、職場では従業員の定時退社を促進したり、地域では見守りやパトロールをするなど、ちょっとした心がけでできることに取り組んでいきましょう！

～賛同企業・団体を募集しています～

趣旨に賛同いただける企業・団体を募集しています。企業・団体名と取り組みを市ホームページ「ふくおか・子ども情報」(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo/iinafukuoka/index.html>)で紹介します。

詳しくは、こども未来局総務企画課（TEL：092-711-4170，FAX：092-733-5534）までお問い合わせください。また、「ふくおか・子ども情報」の登録ページからもご賛同いただけますので、ご覧ください。